平成23年第1回板倉町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 3月2日 (水曜日)	
○議事日程	
○出席議員	
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	
○職務のため出席した者の職氏名	
○自治功労表彰式	
開 会 (午前 9時00分)	
○開会の宣告	
○諸般の報告	
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	
○町長の施政方針	7
○発議第 1号 板倉町議会委員会条例の一部改正について	9
〇議案第 2 号 板倉町選挙公報の発行に関する条例の制定について	0
〇議案第 3号 板倉町行政組織条例の一部改正について 2	7
〇議案第 4号 板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正について	8
\bigcirc 議案第 5 号 板倉町自動車駐車場条例の一部改正について … 3	0
\bigcirc 議案第 6 号 板倉町国民健康保険条例の一部改正について	
\bigcirc 議案第 7号 板倉町国民健康保険税条例の一部改正について 3	2
〇議案第 8 号 板倉町小口資金融資促進条例の一部改正について 3	4
〇議案第 9号 渡良瀬川中央地区水管理施設管理協議会の設置について 3	5
\bigcirc 議案第 1 0号 邑楽東部第 1 排水機場基幹水利施設管理事業の事務の受託について3	6
\bigcirc 議案第 1 1号 町道路線の廃止について 3	7
〇議案第 1 2号 町道路線の認定について3	9
\bigcirc 議案第 1 3号 平成 2 2年度板倉町一般会計補正予算(第 6 号)について4	0
〇議案第 14 号 平成 22 年度板倉町老人保健特別会計補正予算(第 1 号)について4	7
○議案第15号 平成22年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)につ	
いて	8
○議案第16号 平成22年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)につい	

		て						• • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	• • • • • • • •		•••••	5 (О
○議案第1	7号	平成2	2年度板倉	町介護保	険特別会	計補正	予算(第	4号)につり	いて…	• • • • • • • •		•••••	5 5	5
○議案第1	8号	平成2	2年度板倉	町水道事	業会計補	正予算	(第2号) に	ついて				••••	5 6	3
○議案第1	9号	平成2	3年度板倉	町一般会	計予算に	ついて				•••••			••••	5 ′	7
○議案第2	0号	平成2	3年度板倉	町後期高	齢者医療物	特別会	計予算に	つい	て	•••••			••••	5 ′	7
○議案第2	1号	平成2	3年度板倉	町国民健康	康保険特別	別会計	予算につ	いて		•••••	• • • • • • •		••••	5 ′	7
○議案第 2 :	2号	平成2	3年度板倉	町介護保	険特別会	計予算	について	• • • • • •		•••••			••••	5 ′	7
○議案第2	3号	平成2	3年度板倉	町下水道	事業特別:	会計予算	算につい	て…	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	• • • • • • • •		•••••	5 ′	7
○議案第2	4号	平成 2	3年度板倉	町水道事	業会計予算	算につ	いて	• • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	• • • • • • • •		•••••	5 ′	7
○請願第	1号	ТРР	交渉参加反	対に関す	る請願に	ついて		• • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	• • • • • • • •		•••••	7 ′	7
○散会の宣行	告							• • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	• • • • • • • •		•••••	7 ′	7
散	숮	: (午	後 4時1	5分) …				• • • • • •		•••••	• • • • • • •		••••	7 ′	7
			日(木曜日												
○議事日程															
○出席議員															
○欠席議員															
○地方自治済															
○職務のたる	め出席														
開	議		前 9時0												
○開議の宣行															
○一般質問															
秋 山	豊		ん												
小森谷	幸	雄君			•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	• • • • • • •	•••••	•••••	9 ;	3
石 山	徳	司 君	······			• • • • • • • • •		• • • • • •	• • • • • • • • • •	•••••	• • • • • • •		·· 1	0 ;	5
○散会の宣行	告				•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • •	• • • • • • • • •	•••••	• • • • • • •	•••••	1	4 :	5
散	会	: (午	後 3時2	8分) …		• • • • • • • • •		• • • • • •	• • • • • • • • • •	•••••	• • • • • • •		1	4 :	5
			0日(木曜												
○議事日程															
○出席議員															
○欠席議員															
○地方自治															
○職務のたる	め出席	した者	で職氏名・・					• • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	• • • • • • • •		1	4 8	3

開	議 (午前	9時00分)					1	4 9)
○開議の宣告・			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				1	4 9	,
○諸般の報告・			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				1	4 9)
○議案第19号	异 平成23年	度板倉町一般	会計予算につい	τ			1	4 9	,
○議案第20号	异 平成23年	度板倉町後期	高齢者医療特別	会計予算につ)いて		1	7 8	,
○議案第21号	异 平成23年	度板倉町国民	健康保険特別会	計予算につい	って		1	7 8	,
○議案第22号	号 平成23年	度板倉町介護	保険特別会計予	算について・			1	8 0)
○議案第23号	号 平成23年	度板倉町下水	道事業特別会計	予算について	······································		1	8 0)
○議案第24号	异 平成23年	度板倉町水道	事業会計予算に	ついて			1	8 1	
○常任委員会委	美員長報告		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				1	8 1	
○陳情第 3号	号 板倉町の教	有環境及び子	育て支援に関す	る陳情(要望	!) について	•••••	1	8 2	,
○請願第 1号	H TPP交涉	参加反対に関	する請願につい	τ			1	8 2	,
○閉会中の継続	記調査・審査に	ついて	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				1	8 3)
○日程の追加・			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				1	8 3)
○発議第 2 号	H TPP交涉	参加反対に関	する意見書の提	出について・			1	8 3)
○町長あいさつ)		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				1	8 4	Ŀ
○閉会の宣告・			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				1	8 5)
閉	会 (午後	0時04分)					1	8 5)

板倉町告示第14号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第101条及び第102条の規定により、平成23年第1回板倉 町議会定例会を次のとおり招集する。

平成23年2月24日

板倉町長 栗 原 実

- 1. 日 時 平成23年3月2日
- 2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 · 不 応 招 議 員

○応招議員(14名)

1番	川里	予辺	達	也	君	2番	延	山	宗		君
3番	小煮	谷	幸	雄	君	4番	黒	野	_	郎	君
5番	石	山	徳	可	君	6番	市	JII	初	江	さん
7番	青	木	秀	夫	君	8番	野	中	嘉	之	君
9番	石	山	甚 -	一郎	君	10番	秋	山	豊	子	さん
11番	荻	野	美	友	君	12番	青	木	佳	_	君
13番][[田	安	可	君	14番	塩	田	俊		君

○不応招議員(なし)

平成23年第1回板倉町議会定例会

議事日程 (第1号)

平成23年3月2日(水)午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名 日程第 2 会期の決定 日程第 3 町長の施政方針 日程第 4 発議第 1号 板倉町議会委員会条例の一部改正について 日程第 5 議案第 2号 板倉町選挙公報の発行に関する条例の制定について 日程第 議案第 3号 板倉町行政組織条例の一部改正について 6 日程第 7 議案第 4号 板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正について 日程第 議案第 5号 板倉町自動車駐車場条例の一部改正について 8 日程第 9 議案第 6号 板倉町国民健康保険条例の一部改正について 日程第10 議案第 7号 板倉町国民健康保険税条例の一部改正について 日程第11 議案第 8号 板倉町小口資金融資促進条例の一部改正について 日程第12 議案第 9号 渡良瀬川中央地区水管理施設管理協議会の設置について 日程第13 議案第10号 邑楽東部第1排水機場基幹水利施設管理事業の事務の受託について 日程第14 議案第11号 町道路線の廃止について 日程第15 議案第12号 町道路線の認定について 日程第16 議案第13号 平成22年度板倉町一般会計補正予算(第6号)について 議案第14号 平成22年度板倉町老人保健特別会計補正予算(第1号)について 日程第17 日程第18 議案第15号 平成22年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について 日程第19 議案第16号 平成22年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について 日程第20 議案第17号 平成22年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第4号)について 議案第18号 平成22年度板倉町水道事業会計補正予算(第2号)について 日程第21 日程第22 議案第19号 平成23年度板倉町一般会計予算について 日程第23 議案第20号 平成23年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について 議案第21号 平成23年度板倉町国民健康保険特別会計予算について 日程第24 日程第25 議案第22号 平成23年度板倉町介護保険特別会計予算について 日程第26 議案第23号 平成23年度板倉町下水道事業特別会計予算について
- ○出席議員(14名)

日程第27

1番 川野辺 達 也 君 2番 延 山 宗 一 君

議案第24号 平成23年度板倉町水道事業会計予算について

日程第28 請願第 1号 TPP交渉参加反対に関する請願について

3番 小森谷 雄 4番 郎 君 幸 君 黒 野 5番 石 Ш 徳 司 君 6番 市 Ш 初 江 さん 7番 青 木 秀 夫 君 8番 野 中 之 君 嘉 9番 石 甚一郎 豊 子 さん Ш 君 10番 秋 Ш 11番 荻 野 美 友 君 12番 青 木 佳 君 13番 \prod 安 司 君 14番 塩 君 田 \mathbb{H} 俊

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 原 実 君 教 育 長 実 君 鈴 木 吉 総務課長 小 野 田 __ 君 企画財政課長 中 里 重 義 君 戸籍税務課長 長谷川 君 健 環境水道課長 鈴 木 渡 君 福祉課長 永 井 政 由 君 健康介護課長 北 Ш 俊 光 君 産業振興課長 \mathbf{H} 茂 君 都市建設課長 雄 小 野 田 玉 君 会計管理者 荒 井 利 和 君 教育委員会事務局長 菅 美 君 小 正 農業委員会事務局長 茂 君 田 П

○職務のため出席した者の職氏名

 庶務議事係長
 石
 川
 英
 之

 行政安全係長兼 議会事務局書記
 根
 岸
 光
 男

 行政安全係員兼 議会事務局書記
 伊
 藤
 泰
 年

〇自治功労表彰式

○庶務議事係長(石川英之君) おはようございます。

定例会開会前に少々お時間をいただきまして、先般群馬県町村議会議長会総会において、塩田議長、荻野議員、青木議員が全国町村議会議長会から自治功労者として表彰を受けております。同時に知事より感謝状が贈呈されております。つきましては、表彰状・感謝状の伝達式を行いたいと思いますので、ご了承ください。

なお、通常は議長より伝達を行うわけですが、議長本人につきましては青木副議長にお願い申し上げます。 それでは、まず受賞者、塩田議長、伝達者、副議長、演壇の前にお進みください。

〇副議長(青木秀夫君) 表彰状。群馬県板倉町、塩田俊一殿。

あなたは、町村議会議員として、多年にわたり地域の振興、発展に寄与せられたその功績はまことに顕著 であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成23年2月9日。全国町村議会議長会会長、野村弘。

おめでとうございました。(拍手)

引き続きまして、感謝状。塩田俊一殿。

板倉町議会議員として、地域の発展と住民福祉の増進に尽力し、地方自治の振興に寄与されました。ここに深く感謝の意を表します。

平成23年2月21日。群馬県知事、大澤正明。

おめでとうございました。記念品です。(拍手)

○庶務議事係長(石川英之君) おめでとうございました。

議長は引き続き伝達をお願いしたいと思います。副議長は席にお戻りください。

次に、受賞者、荻野議員、演壇の前にお進みください。

○議長(塩田俊一君) 表彰状。群馬県板倉町、荻野美友殿。

あなたは、町村議会議員として、多年にわたり地域の振興、発展に寄与せられたその功績はまことに顕著 であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成23年2月9日。全国町村議会議長会会長、野村弘。(拍手)

感謝状。荻野美友殿。

板倉町議会議員として、地域の発展と住民福祉の増進に尽力し、地方自治の振興に寄与されました。ここに深く感謝の意を表します。

平成23年2月21日。群馬県知事、大澤正明。(拍手)

○庶務議事係長(石川英之君) おめでとうございました。席にお戻りください。

次に、受賞者、青木議員、演壇の前にお進みください。

〇議長(塩田俊一君) 表彰状。群馬県板倉町、青木佳一殿。

あなたは、町村議会議員として、多年にわたり地域の振興、発展に寄与せられたその功績はまことに顕著 であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成23年2月9日。全国町村議会議長会会長、野村弘。(拍手)

感謝状。青木佳一殿。

板倉町議会議員として、地域の発展と住民福祉の増進に尽力し、地方自治の振興に寄与されました。ここに深く感謝の意を表します。

平成23年2月21日。群馬県知事、大澤正明。(拍手)

○庶務議事係長(石川英之君) おめでとうございました。席にお戻りください。

以上で伝達を閉じさせていただきます。大変ご苦労さまでした。

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(塩田俊一君) おはようございます。

ただいまから告示第14号をもって招集されました平成23年第1回板倉町議会定例会を開会いたします。 直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長(塩田俊一君) それでは、日程に入る前に諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から例月監査の監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付してありますので、 ご了承願います。

今定例会には議員発議1件、町長からの議案は23件提出されております。また、請願・陳情は、お手元の 文書表のとおり請願1件が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○議長(塩田俊一君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

6番 市川初江さん

7番 青木秀夫君

を指名いたします。

〇会期の決定

○議長(塩田俊一君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、2月23日に議会運営委員会を開催し、今定例会の議会運営について協議して おりますので、委員長より報告を願います。

委員長、荻野美友君。

[議会運営委員長(荻野美友君)登壇]

○議会運営委員長(荻野美友君) おはようございます。それでは、本定例会の会期及び議事日程について ご報告申し上げます。

本件については、2月23日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日3月2日から10日までの9日間ということでございます。

会期の日程ですが、本会議初日の本日は、町長の施政方針の後、発議第1号について審議決定をいたします。続いて、議案第2号から議案第18号について、提案者から各議案説明の後、各議案ごとに審議決定をいたします。次に、議案第19号から議案第24号についてですが、これは平成23年度予算ですので、本日は提案者から議案説明のみとし、審議決定は最終日の10日に行います。次に、請願第1号を所管の委員会に付託し、第1目の議事日程を終了します。

第2日目の3月3日は一般質問を行います。

第3日目の4日は、総務文教福祉常任委員会及び産業建設生活常任委員会を開催して、付託された案件の 審査及び所管の事務調査を行います。

第4日目の5日から第5日目の6日は休会とします。休会明けの3月7日は産業建設生活常任委員会を、8日には総務文教福祉常任委員会をそれぞれ開催し、新年度の予算について事務調査を行います。

第8日目の9日は休会とし、最終日の10日は議案第19号から議案第24号について審議決定をします。続いて、付託された案件について所管の委員長報告を受け、その後、審議決定をいたします。さらに、閉会中の継続調査及び審査について決定し、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長(塩田俊一君) お諮りいたします。

今定例会の会期について、ただいまの委員長報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 異議なしと認め、今定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から10日までの9日間と決定いたしました。

〇町長の施政方針

○議長(塩田俊一君) 日程第3、町長より平成23年度の施政方針を求めます。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) おはようございます。本日、平成23年第1回板倉町議会定例会を招集をさせていた だきましたところ、議員各位にはご多忙の中ご出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

また、ただいまは塩田、荻野、青木議員さん3名の議員さん、全国町村議会議長会自治功労者表彰並びに 群馬県知事感謝状を受章されたわけでございまして、心からお祝いを申し上げるところでもあります。お三 方とも4期にわたり、板倉町議会議員として議会政治にご尽力をされたこととあわせて、同時に議長として、 それぞれ議会のまとめ役として非常に手腕も発揮された方々でございまして、町民を代表してお祝いを申し 上げるところでもございます。

さて、世界ではエジプトのムバラク大統領の失墜が、ついこの間全世界を走りました。リビアのカダフィ

大佐へと、現在国家体制が同じような周辺諸国にまで体制崩壊の波が及んでおるような状況と見受けておりまして、独裁者国家の中で民主的な動きが一層加速をしているようでもございます。エジプトでは、民衆が自由をかち取ったとも言える結果をもたらした背景にはグローバルな情報化社会があったからと、そんなふうにもマスコミの論調でもございます。国は違えど、同じ境遇にある国民たちが情報を共有し合って国を変えようと。命にかえて、死をも恐れず大きなうねりとなって目的を達成したというふうに見えるわけでありますが、今後そういった動きがさらにアラブ諸国にどう連鎖をしていくのか。そして、諸国自体がどう変化をしていくのか。また、その変化によって遠く離れた我が日本にまでどう影響してくるのか。まさに資源のない我が国におきまして、大きな世界の流れに巻き込まれる可能性は大でございまして、そういう意味ではずっと注視をしていかなくてはならないと思っております。

また、ニュージーランドの地震でございますが、多くの日本の若者が犠牲となっておるようでございまして、特に語学関係の留学生が被災をして、まだ身元の確認ができない状況がテレビ等を通じて茶の間に流されるたびに、まさに最悪の結果となってしまう予感が日増しに強くしている状況でもございます。ニュージーランドも我が国も同じ地震国でもございまして、また日本人が多く出入国をしている国の一つでもあります。地震は一瞬にして建物等を壊し、人命を奪うわけでありまして、言ってみれば防ぎようがないという言葉にもかえられようかとも思いますが、電気、水道、あるいはその他のインフラ等が壊れ、住民等の生活そのものが全体的に支障を来すわけでありまして、そうしたときの備えとして、我が町なども何が事前にやっておくべきものなのかということも含め、検討をしていかなければならないなというふうに感じている次第でもございます。

また、国政は相変わらず息詰まりで、いっぱいであります。政権与党の民主党が何をやろうとしても、うまくいかないという状況が続いているようでございますし、最近は内紛の状況さえも報道をされるわけでございまして、23年度の予算は一昨夜ですか、成立をしたわけでありますが、関連法案が通らないだろうという予測の中で、そういったニュースを見るたびに、国全体が先行き不安感にあおられている状況でもありまして、今後の国政におきましても、板倉町の農家にとりましては大きな影響があるであろうTPPの問題等もありますし、すべての国政が微妙に町の予算に影響してくるという観点からも、非常に大変な状況でございます。

TPPの問題につきましても、農林水産省の推測では試算といいましょうか、関税率の10%以上で生産額が10億円以上の3品目を即時関税を撤廃するとしたら、実質GDPが8.4兆円減少するということでもありますし、食料自給率が現在の40%から13%に、あるいは農業生産額が4.1兆円減少し、雇用者が350万人減少をするというようなことも予測をされておりまして、こうした予測は日本の農業政策に大きなマイナス要因であるわけでありまして、政府がどのような決断をするのか、国の判断で日本を左右するほどの大きなうねりにもなるわけであります。本議会においても、TPP交渉参加反対に関する請願書が提出をされておるようでもございまして、町議会でも相当な議論をされていただけるだろうというふうにも思っております。

さて、私ごとでございますが、就任してから折り返し点が過ぎて、もう3カ月を回りました。この2年間は財政の厳しい中でもありますが、公約に掲げた政策を一つ一つみずから着実にという表現はいかがなものかとも思いますが、一応実行してまいったつもりでございます。また、日本の経済低迷も相まって、国からの臨時交付金が地方に分配をされたということでありまして、そういったことでさまざまな分野での事業を

我が町としても展開をできたことは、国の借金はその分増えたわけでありますが、町にとっては大きな財源の手助けとなったというのは事実でありまして、非常にありがたかったなという感じはいたします。平成23年度も引き続き現実を真っ正面から見詰めながら、いわゆる現実直視、生活重視の政策目標を立てながら、より一層真剣に取り組んでまいりたいとも考えております。

新年度につきましては、当初予算額を55億1,100万円とさせていただきました。主な新規事業を申し上げますと、子育ての環境整備として児童館の新規開設を行い、子供の安全確保のための保育園及び小中学校に防犯カメラも設置をする予定でございます。少子化対策の一環として、特定不妊治療費の補助も行います。唯一米飯給食を取り入れていなかった南小学校を米飯給食とするための給食室の改修も予定をさせております。また、中学校体育館の耐震工事とあわせて大規模改修も行う予定でございます。同時に、併設をして現号道場の改装設置、新しく設置も同じ場所に行う予定でもございます。また、中学校体育館を広く町民に開放利用していただくために、現在は北側、いわゆる中学校校庭そのものからの通行方法きりなかったものを、中学校南面から入れるようにと駐車場の整備も含め、出入り口も含めて整備をする予定となっております。

また、継続事業として大きな事業と言われております、いわゆる八間樋橋のかけかえがございます。昨年度中に国会議員さんあるいは県議さん等々いろんな角度からのお力添えもいただいて、群馬県との調整が一応うまくいったということでございまして、23年度には道路及び橋梁詳細設計に入ることが現在予定をされております。この整備につきましては、着々と進めてまいりたいと思っておりますし、また町単独道路事業も昨年同様1億円ほどの大きな予算を配分しておりまして、郡内の町として舗装率が最低という状況でもございます我が町の舗装率をさらに上げてまいりたいというふうに考えておりまして、町民から要望のあります道路の一本一本を慎重に検討しながら進めてまいりたいと思っております。

また、一方で大きな課題でもございます企業誘致関係でございますが、商業地につきましては依然として難しさを感じておりますが、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと思っております。産業用地につきましては、現在も引き合いがございまして、群馬県企業局と強い連携のもとに23年度、新年度中には一社でも多く確定させるべく努力を傾注をしてまいりたいと考えております。

ソフト事業面では、地域防災力強化の取り組みにつきまして新たに国土交通省の支援が得られるということもございまして、自主防災組織の代表である区長さん方々を中心にご協力をいただきながら取り組んでまいりたいとも考えております。

23年度におきましても、町民から信頼をされる行政、町民に透明性のある行政、そして公正・公平な行政、町民の意見を反映できる行政など職員とともに頑張ってまいりますので、議員各位にもあわせてご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

本定例会には、議案第2号から第24号まで23件を上程させていただきました。慎重なるご審議をいただき、 ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、招集のごあいさつとさせていただきます。よろしく お願いいたします。

ありがとうございました。

○議長(塩田俊一君) 町長の平成23年度施政方針演説が終わりました。

○発議第1号 板倉町議会委員会条例の一部改正について

○議長(塩田俊一君) これより提出された議案等の審議に入ります。

日程第4、発議第1号 板倉町議会委員会条例の一部改正についてを議題とし、提出者より趣旨説明を求めます。

提出者、荻野美友君。

[11番(荻野美友君)登壇]

O11番(荻野美友君) それでは、早速申し上げます。

発議第1号につきましては、板倉町議会議員定数条例の改正に伴い、本町議会の委員会条例も一部改正を 行うものです。

発議第1号 板倉町議会委員会条例の一部改正について。標記条例の一部を次のとおり改正するものとする。平成23年3月2日提出。提出者、板倉町議会議員、荻野美友。賛成者、板倉町議会議員、秋山豊子、同じく野中嘉之、同じく市川初江、同じく石山徳司、同じく黒野一郎でございます。

この発議案に関しましては、平成22年12月臨時議会で議員定数が14人から12人に改められたことによる第 2条委員の定数を、「7人」から「6人」に改正するものです。

附則として、この条例は、平成23年5月1日から施行するでございます。

議員発議をご理解、ご決定賜りますようお願い申し上げ、私の趣旨説明といたします。

○議長(塩田俊一君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 討論を終結いたします。

これより発議1号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長(塩田俊一君) 挙手全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

○議案第2号 板倉町選挙公報の発行に関する条例の制定について

○議長(塩田俊一君) 日程第5、議案第2号 板倉町選挙公報の発行に関する条例の制定についてを議題 とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) 議案第2号について提案の説明を申し上げたいと思っております。

板倉町選挙公報の発行に関する条例の制定についてということでございます。本案につきましては、さきの議会でも1度提案をさせていただきました。時期未熟ということで、今回さらに提案をさせていただくも

のでございます。

本案につきましては、板倉町議会議員選挙及び板倉町長選挙における選挙公報の発行に関し、公職選挙法 第172条の2の規定に基づき条例を制定するものということでございます。

公費負担により選挙公報を発行し、すべての有権者に正確な情報を提供することで、投票総参加及び明るい選挙の推進を目的とするものでありまして、4月24日執行の板倉町議会議員選挙から適用したいというものでございます。

なお、詳細については担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜れば幸い に思います。よろしくお願いいたします。

〇議長(塩田俊一君) 小野田総務課長。

[総務課長(小野田吉一君)登壇]

〇総務課長(小野田吉一君) それでは、議案第2号 板倉町選挙公報の発行に関する条例の制定につきましてご説明をさせていただきます。

この条例は、ただいま町長の提案理由にございましたように、板倉町議会議員選挙及び板倉町長選挙における選挙公報の発行に関しまして、公職選挙法第172条の2の規定に基づき条例を制定するものでございます。12月議会への提案時にもご説明申し上げましたが、町議会議員選挙になりますと立候補者が多数となりまして、有権者にとりましては立候補者が何を政策に掲げ、何をやろうとしているのかがなかなか見えないというのが実情かと思います。町選挙管理委員会でも、公平、公正な選挙を推進するとともに投票率の向上を図りたいということと、町政及び町議会に対してもより関心を持っていただきたいということで、本議会への再提出することにご決定をいただきました。

条例の内容でございますけれども、第1条では、板倉町議会議員選挙と板倉町長選挙において選挙公報の 発行を行うと規定しております。

第2条では、選挙管理委員会は、選挙が行われるときは氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を、 選挙ごとに1回発行すると規定しております。

第3条では、候補者が選挙公報に掲載しようとするときは、選挙期日の告示日に選挙管理委員会へ申請しなければならないと規定しておりまして、候補者は責任を自覚し、選挙公報としての品位を損なうような事項を掲載してはならないと規定しております。

第4条では、選挙管理委員会は、申請があった場合には、掲載文を原文のまま掲載する。また、2項では、 掲載の順序は、委員会がくじによって定める。第3項では、そのくじに候補者は立ち会うことができると規 定しております。

第5条では、選挙公報は、選挙の期日の前日までに選挙人名簿に登録のある世帯へ配布しなければならないと規定しています。

第6条では、発行の中止について規定をしておりまして、選挙とならない場合、あるいは天災などによる 諸事情があるときには発行の手続を中止できると規定しております。

第7条では、選挙公報の発行に関しましての必要事項は委員会が定めるとしており、板倉町選挙公報の発行に関する規定で必要事項を定めております。

附則として、この条例は公布の日から施行し、以後の選挙から適用となりますので、4月に予定されてお

ります町議会議員選挙から適用となります。

以上、議案第2号 板倉町選挙公報の発行に関する条例の制定につきまして説明させていただきましたけれども、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(塩田俊一君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

石山徳司君。

○5番(石山徳司君) 5番の石山徳司です。この議案につきましては、先般、私も幾ら記憶喪失とはいえ、まだ日は新しいわけでありますけれども、その辺についてちょっと言い足らないことがありましたので、ちょっとお尋ね申し上げます。

私の頭の中ですと、依然選挙公報というのは、これはあくまでも個人の権利ですから、どなたでも立候補できるというのは法文の中に定めてありますので、私は承知しております。各大きな選挙といいますか、今までは公報という形ですと供託金というのを納めて、選挙公報とはいえ、公費を使って私文書を配布するという行為そのものは重大な側面を持ちますので、ある面においては、私は選挙公報を発行するという選挙においては供託金を提出するという、そういう規約と合致している部分が法的にあると考えております。この案件につきましては、幾ら明和町でやったとか大泉町でやったとか、零点とったから零点とれというわけにはまいりませんので、私は異議を申したいと思います。その辺のところを総務課長、ちょっと説明をお願いします。

〇議長(塩田俊一君) 小野田総務課長。

[総務課長(小野田吉一君)登壇]

○総務課長(小野田吉一君) 町議会議員選挙におきましては、供託金は必要ないというふうに法律で決まっていますので、ですから供託金はないわけです。ですから、供託金とこの選挙公報が、今石山議員さんは合致しているものだと言いますけれども、公職選挙法ではそうではないわけです。ですから、町民がいかに候補者の政策、それから何をやりたいかということを町民の選挙民は知る権利があると思うのです。そのために、国も県も県政の選挙も選挙公報を発行しているわけですから、それを町に導入したいということで今回提案させていただいているのです。

〇5番(石山徳司君) 課長、そのままでいいですよ。それでは、先ほど話された、町では供託金がないと。 その供託金の制度そのものの法文をちょっと示してください。

- ○総務課長(小野田吉一君) では、ちょっと時間をいただきたいと思います。
- ○議長(塩田俊一君) 町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) 今、石山議員さんがおっしゃった、例えば近隣のどこがやったから、やらないからということではございません。ただ、例として、例えば近隣では玉村や、あるいは大泉町等新しい人種がどんどん増えている、そういった町については積極的に取り入れているという実績を、経過を申し上げたわけでありまして、それらを私どもとして冷静に公平に分析し、なおかつ町から要望も出ているということを加味して考えたときに、17万程度の予算で、そういった町民の皆様に対しての要望が解消するのであれば、なおかついわゆる先ほど申し上げました選挙そのものに関心を持ち、あるいは議員さんそのものにも町民の皆

さんが、数が多いわけでありますから、しっかりと識別をしながら責任を持って投票行動ができるような、 その一助となるいわゆる公報を発行することは大きな意味で、いわゆるお金の投入に対して効果は大である ということを、結論に至ったものでありますから、いわゆる提案をしているところでありまして、私が近隣 の町村を単にまねをしているなどと言われることは非常に心外でございます。ということ。

[「それでは反論しますよ」と言う人あり]

- 〇議長(塩田俊一君) 石山徳司君。
- ○5番(石山徳司君) では、先ほどのまねをしているというのは私が引き取りましょう。訂正します。

そういうことで、でもなぜ供託金の制度があるかということになりますと、大きな選挙でテレビなんかで、 男だか女だかわからないような人たちがテレビの映像に映って自分の持論を述べるわけですよ、選挙公報という形の中で。でも、そういう大きい選挙の場合はその人たちも自己責任として供託金を納めて、私はこの文書に対してしっかりとした責任を負いますよという裏返しで放送という公共の情報手段を利用できると。 ただ、板倉町に供託金の制度がないということは、以前から住んでいた人たちであって、もうだれが立っても先祖から、その住所から知り得た人たちの間だけの選挙だったと。ところが、最近におきましては、この時代の流れですから、半年前に仮にニュータウンに入ればもう立候補できる。また、この選挙公報を使って持論を述べられるという危うい側面も持つということで、私はこういう条例を制定するのでしたら、やはり供託金の制度を兼ね合わせながらやるべきだと考えております。

〇議長(塩田俊一君) 町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) 今、供託金の性格、あるいはいわゆる町議会と供託金の関係、あるいは選挙そのものと供託金の関係については法で定まっているようであると思いますので調べさせておりますが、基本的には供託金と今回の選挙公報の問題は全く関係のない異質なものであるというふうに私自身は認識をしております。いわゆる立候補の自由や、そういったものと。

○議長(塩田俊一君) 石山徳司君に申し上げます。質疑が3回を超えております。

○5番(石山徳司君) 私文書と公文書の町長の認識の違いをお願いします。

[「私文書と公文書、何に関してなんだろう」と言う人あり]

○5番(石山徳司君) 私文書であっても、選挙公報という形をとれば公文書になるのですよ。その違いを 認識の中でちょっと区別してください。

○議長(塩田俊一君) 町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) 公文書だと思っておりますから、それは町で責任を持って発行するということで、 選挙公報についてはそういう位置づけで出したいというふうに考えております。その詳しい私文書と公文書 の違い等については専門外でありますから、違いの言及は避けます。

〇議長(塩田俊一君) 小野田総務課長。

[総務課長(小野田吉一君)登壇]

○総務課長(小野田吉一君) 先ほどの供託金の関係なのですけれども、公職選挙法の第92条で、国政から 町村長までの供託金、供託しなければならないというふうに定められておりまして、衆議院議員、参議院議 員が300万円、都道府県の議会の議員が60万円、都道府県の知事が300万円、指定都市の議会議員が50万円、 指定都市の首長が240万円、指定都市以外の市の議会の議員が30万円、指定都市以外の首長が100万円、町村 長が50万円とあります。ですから、町村の議会議員の供託金はないということでご理解いただきたいと思い ます。

[「ありがとうございました」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) ほかにありませんか。

小森谷幸雄君。

O3番(小森谷幸雄君) ちょっとお尋ねします。第5条でございますが、選挙の期日の前日までに選挙公報を配布する。それから、2項になるのですか、基本的にはその配布の仕方ですけれども、新聞折り込みということで、メインはそれで配布をするということでございます。そういった中で、町会議員の選挙を例にとりますと、告示から投票日まで5日間というふうな中で、前日の土曜日までということでうたっていますので、基本的には土曜日までに届ければいいということでございましょうけれども、その辺が原則論でこれが書いてあると思うのですが、基本的に町当局が考えられておる告示日に締め切り、5時で締め切るわけです、立候補の。それから印刷にかけるのかな、それから新聞販売店に持ち込むのかどうかわかりませんが、基本的には前日までということでうたってありますが、その辺はどんなお考えなのでしょうか。

それと、新聞折り込みということで、これはめったにないと思うのですけれども、各紙に折り込みを入れると思いますけれども、新聞をとっていないというようなお宅があった場合にはどのように配慮をされるのか。その2点についてお伺いをしたいと思います。

〇議長(塩田俊一君) 小野田総務課長。

[総務課長(小野田吉一君)登壇]

〇総務課長(小野田吉一君) 選挙期日の前日までというのが最悪の場合ですね。告示日にお受けしまして、その前に事前の審査をしたいと思っています。そうでないと、間違ったり、そういったものをそのままということでも、原文のままというのが基本なのですけれども、余りにも間違ったものがあれば訂正しなければいけませんので、事前に審査をさせていただいて、告示日に申請をしていただくときにはもう正確なものと受けとめたいと思います。できるだけ早く印刷へかけて、2日前ぐらいには届くようには考えています。

先ほど小森谷議員さんが言いました新聞折り込みという、これは特別な場合と。基本的には区長さんにお願いをして、広報紙と同様に配布をしたいというふうに、区長さん方にお願いをするつもりでございます。

〇議長(塩田俊一君) 小森谷幸雄君。

○3番(小森谷幸雄君) 区長さんということがここには書いてないのですけれども、基本的には区長さん 今度いろいろお忙しい中でやられると思うのですけれども、その辺も選挙管理委員会のほうからのお願いと いうような形になろうかと思いますけれども、その辺が地区によって前日に届いたり、あるいは翌日に届いたり、いろいろ時差的なものが発生するかと思いますが、そういった懸念がなされないように、ぜひご指導 のほうをお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長(塩田俊一君) ほかにありませんか。

青木秀夫君。

〇7番(青木秀夫君) 2月の議員協議会で聞いたこととダブりますけれども、そのときに再提案の理由としまして、新聞報道等に対する町民の反響が大きく、残念、どうしてという声や投書が数多く寄せられたということをそのときに伺ったのですけれども、再度今日はこれは議事録にも載ることですので同じことを伺いますので、そのことを具体的にお答えいただければと思うのです。どのぐらい多くの声が、残念、どうしてという声が寄せられたのか。また投書が寄せられたのかを伺いたいということが1点。

それともう一つ、この選挙管理委員会は意義のある制度であると判断して、再度この選挙公報条例の再提出を要請したということが載っております。確かに意義のある制度であると私も思っております。私もかつて、ここに記憶のない方もいるかと思うのですけれども、私も提案した一人ですので、こういうのを発行したほうがいいのではないかというのをかつて提案したけれども、軽く一蹴されてしまってそのまんまになっていたところ、その後私の心も変わりまして、といいますのは2003年ごろからマニフェスト選挙というのが普及というか、してきまして、従来の選挙と質が変化してきたと。例えば2005年の小泉の郵政選挙とか、2009年のこれは衆議院選ですけれども、民主党の子ども手当選挙とか、各地であれを20%引くとか半額にするとか、スーパーのチラシのような選挙が流行というか、横行してきているということです。最近でも、名古屋市の市民税10%減税選挙で圧勝ですからね。名古屋市も相当の借金を持っているので、そちらにそんなことをするなら回したほうがいいのではないかという意見もあるのですけれども、減税ということで圧勝ということですから。

それと、板倉の町会議員の選挙でも、前にも町長にもお見せしましたけれども、町会議員の選挙で医療費の無料化だとか保育費の無料化というような選挙公約を掲げた選挙文書が配布されておるわけで、最近はこういうお金を具体的に示した、金額にかかわる減税だとか、あるいは無料化とか、半額にするとかという選挙公報というか、選挙が質が変わってきて、選挙民に迎合するような、今よくポピュリズムとかということがはやってきているので、かえってマニフェスト選挙というのは弊害をもたらしている面もあるのではないかということがあるのではないかと。

そうしたら、たまたま2月28日の朝日新聞の3面に、こんな大きく「岐路に立つマニフェスト」というタイトルで、統一地方選ということで出ておるわけです。その文を見た方もおると思うのですけれども、読んだ方もおると思うのですけれども、参考までに読ませていただきますと、見出しは「岐路に立つマニフェスト」。8年前の統一選で産声を上げたマニフェストが曲がり角に差しかかっていると。地方選でも当選の有力な切り札として浸透する一方で、名ばかりのえせマニフェストも横行と。民主党政権のせいで詐欺の代名詞とやゆされるようになったともあり、中央だけでなく地方でも苦慮しているという記事の要旨です。このマニフェスト選挙の新聞記事にあるように、私も同じような認識を持っておって、反省の時期にあるのではないかと思っておるわけです。それを、この選挙公報の発行は、こういうマニフェスト選挙の弊害を増長させることにもなるのではないかと思っておりますので、提案者としてどのように考えているかお伺いしたいと思います。

まだ反省する時間はあると思うので、もうちょっとゆっくり考えて提案していただきたかったかなと思うのですが、その最初の1点と、あとの2点をお伺いしたいと思うのですけれども。

〇議長(塩田俊一君) 小野田総務課長。

[総務課長(小野田吉一君)登壇]

○総務課長(小野田吉一君) 1点目についてお答えさせていただきますけれども、この選挙公報の発行に つきまして、板倉ニュータウンの住民から、まず選挙公報の発行は板倉町ではできないのかということが一番最初の発端でございました。新しい住民が、やはり多くの立候補者が選挙カーで名前を連呼してということで、政策や顔もなかなか見えないのだということから出たものでございます。それと、ニュータウンの今現在区長会長をされている秋元さんから、地域懇談会でもその意見が出ました。選挙管理委員会でこういった声があるのだということでお諮りをした結果、板倉町も選挙公報の発行をしたほうが、より町を理解、あるいは町政に関心を持っていただけるのであろうという結論に達したわけでございます。

否決をされてから、12月の議会で否決をされて、近隣の当然大泉町と玉村町、町村では2つの町だけが選挙公報を発行しておりますので、郡内では大泉町がございますので、郡内の選挙管理委員会事務局、総務課長あるいは総務課の係長から、板倉はどうしたのみたいな電話がありました。館林の選挙管理担当の部長さんからも、どうしたのだいというような意見もいただきました。当然傍聴された区長さん方からも、これでいいのかというような意見もございました。町民からは、31区の21歳の若い方からは、我々の権利を奪われたような思いだというような投書もございました。投書はその1件でございましたけれども、非常に切実にこの選挙公報についての思いが書かれていたのかなというふうに受けとめております。

やはり議員さんがおっしゃる詐欺的な選挙公報であってはならないのだということはわかります。ただ、議員さんの質といいますか、先ほどの条文にもありましたように、選挙公報の品位を損ねるようなことは掲載してはいけないというふうにありますけれども、それは議員さん一人一人の心の持ちようですので、その辺のところを心配されているのかと思いますけれども、いろいろ私はこんなことがやりたい、私は板倉町をこんなふうにしたいという、そういう思いが、例えば15人の方が立候補したとしたら、その15人の方がそういった思いを書くことによって、町が今年よりは来年、来年よりは再来年、どんどん、どんどん発展していくのであろうというふうに私は思っています。ですから、その辺のところを心配されているのかもしれませんけれども、この公報を発行して、そういった思いの強い議員さんが12名今度当選されて、板倉町をどんどん、どんどん発展させていくように意見を集約して、もちろんそれと町長が議論をして、そういったまちづくりをしていかなければならないのであろうと。そこが根幹にあるのかなというふうに思っていますので、ご理解をいただければありがたいなというふうに思います。

〇議長(塩田俊一君) 町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) ただいま青木さんからご指摘のあったマニフェスト関係についてのいわゆる欠点というか、当選するためになりふり構わずのできもしない机上の空論を並べるという傾向はいかがなものかとか、あるいは選挙民に迎合するだけの政治になりはしないかという、そういう昨今のマニフェスト選挙に対する不信、それは私どもも同感でございます。しかし、これはいずれも今不信の根幹は、政権選択あるいは政権を担当して、いわゆる1対1もしくは2対1とか、いわゆるその場についたら必ずやれるというものの選挙のマニフェストについての批判かなと思っております。

いわゆるそのいい例が、今の民主党さんが約束しても、その座についたらやるということで約束をしたわけでやらないということに対してのマニフェストの批判があるわけでございまして、議員さんそのものが、議会はいわゆる議会の中での賛成多数によって動いていくわけでありまして、その人の公約が必ず議会全体

の方向性を示すものでもない。あくまで個人的な考えのもとということに成り立つはずだと思っておりまして、そういう意味で言論の自由や、ある意味で表現の自由等も含めてそれを阻害するものであってはならないということと、あとはいわゆる議会の構成の中でとんでもない公約をしたって、それを議会の声として一本にするだけの議会であれば、それは議会そのものがそのレベルということでもありますし、いわゆる害というか欠点というか、そういう傾向を心配する傾向を、あらかじめそちらばかりを考え過ぎて、町民の皆さんのそういった、ではそれが1万5,000人のうちの何人いるのだと。過半数以上間違いなく超しているのかと、調査はしたのかと言われればそういったことはしていませんが、私が抱えている現政権、私の立場として分析をし、利害得失なく考えたときにでも、やっぱりその声は取り上げるべき価値があるのかなということでの判断で再提出に至ったわけでございます。

再提出につきましても、時間をもう少しかけよということでもありますが、前回の否決をされる以前にももちろん問題提起をしておりますし、また前回から約3カ月議論をしてきているわけでございまして、これは議会の通常の期間から、時間数からいえば、やや常識的な範囲のもの。また、これだけの議論を通してのご判断は、議員さんそれぞれがしていただけるものというふうに考えた上での提出でございます。

以上でございます。

〇議長(塩田俊一君) 青木秀夫君。

○7番(青木秀夫君) ただいま小野田課長から説明がありましたけれども、ニュータウンの方からの声があるというようなことなのですけれども、私もそこに、ニュータウンに住んでもう12年もなるのですけれども、そういう声を聞いたのは、先ほど個人名が出ました秋元、今の区長さんですね、あの方から1人だけそういう話は聞いたことがあります。ほかからは、いまだかつて一度も聞いていないし、あとそんなことを言ったのは私一人かなと思って、私含めて2人ぐらいかなというふうに思っているのですけれども、それは秋元さんから聞いたことは、前から聞いています、もう3年ほど前から。ですから、今回初めて聞いたわけではないのですけれども、私は最近のマニフェスト選挙の弊害を強調し過ぎている面があるかもしれないのですけれども、やはり民主主義というのはかなり日本なんかも成熟しているというふうになるのですけれども、何かの一声、何か一つのスローガンだか何か減税なんて言うと、それでもう名古屋の選挙なんて圧勝してしまうのですからね。

ですから、私はそれを個人的な選挙チラシとかでやるのは、これはやむを得ないという、さっき言った表現の自由があるのだから、自由な選挙活動が保証されているのですから、これはやむを得ないと思うのですけれども、それを一応選挙公報というのは公的な選挙管理委員会が発行するものでそういうことを、弊害を増長させる結果になるのではないかなというふうに思って心配しているのです。それが先ほど示した、たまたまこれ一昨日、2月28日の朝日新聞の記事ですけれども、「曲がり角に立つマニフェスト選挙」というタイトルで載っておるわけですけれども、私もこれと同じような考えを持っていて、12月の議会でも選挙公報の発行について反対に手を挙げたのです。そこで、12月議会でこの条例が否決されてから、もう3カ月もたったというのが町長の認識なのですけれども、まだ3カ月しか経過していないというのが私の認識で、それほどこの状況が変わってきているとは思えないのに再提出した理由というのはどういうものか伺いたいと思うのです。

それからまた、その結果12月議会でこの条例に反対した議員の、3人ほど脅迫状が届いておるのです。私

も、その脅迫状を受けた3人の一人ですけれども、今後反対したらこの怪文書というか、中傷ビラをばらまくという脅迫文が出ていることを、私はそれを町長や、担当の小野田課長にも見せていますから承知していると思うのですけれども、そういう中での再提案した理由も伺いたいと思うのです。

私あてのこの脅迫文については、館林の警察署に被害届を出しております。議会の議決行為の脅迫は、基本的な民主主義の議決行為への挑戦であって、決して脅迫文書に私も屈するのは、何か意地でも屈するわけにはいかないと思っておるわけで、警察の力をかりて闘うつもりでおります。

また、意見というものは、これは賛成、反対があって初めて健全なわけですから、脅迫というような混乱が予想される中でも、なおこの選挙公報条例を再提出する目的はどういうことなのか、その辺のことも伺いたいと思うのですけれども。だから、3点ほど。

〇議長(塩田俊一君) 町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

○町長(栗原 実君) 審議時間の見解の相違については、相違そのものでありまして、例えばこの先ずっと時間をかけても私どもの考え方からすれば、反対者あるいは賛同できないという考え方、自由な社会ですからそれぞれありますが、平行線にいく可能性もあるだろうと。しかも、次のいわゆる町長選は1年半後、私が出るとすればまた1年半後に行われると思いますが、とりあえずの問題点は、町議選みたいな乱立をするという選挙において候補者の詳細がわからないということでありますから、できれば4年先に延ばすよりも、町長選についてはそれなりにしっかりと文書も、例えば複数の候補にしても非常に少数になると思いますから、住民の皆さんにその人となりや言わんとするところは周知ができるのだろうと。重要な選挙でもですね。そういう意味で、時間をかけろというのは4年先を考えろというふうに私どももとらざるを得ないというような考え方もありまして、できれば、どうせやるのであれば、そんなに恐れず疑わず、町民の皆さんを信頼をして取り組むべきなのかなということから、特別他意はございません。この場で、したがって淡々と、賛成者や反対者がおられると思いますが、結論を出していただければよい。その結果によって、私どもの見解が間違っていれば、それはそれで私どもも真摯に反省をするという姿勢で臨んでおるところでございます。

それから、脅迫状云々ということにつきましては、私自身も青木さんからこういうものが来たということは見せていただきましたが、どこのどなたが出しているのかも含めてわかりませんし、それが果たして法的に脅迫に値するかどうかも含めて、私どもは素人ですから判断もできません。ただ、そういった文書が当人に届けられたということについては、その感じ方はいかようにもあろうかと思っておりますし、そういった行為は決して許されるものではないと、ひきょうな方法だと思っております。したがって、ただそれらを踏まえるとか、その時期だとかということでなく純粋に、しかもちょうど前回の経緯が否決をされました、その後私どもが接するいろいろな機会を通しまして、新年会やいろんな会合で、ちょうどそれが邑楽郡内話題となったものですから、板倉町の議会の結果が。板倉はどうしているのだい、なぜそんなことをとか、いろんなそういった会話の中から、相当こういったものについて関心を持ち、なおかつその関心の持ち方が、いわゆるやるべきだという前提に立った関心の持ち方の反応かなということも総合的に勘案をして、この時期に再提出したものでございまして、そんなに難しく他意は考えておりません。いずれにしてもそういうことでございます。

〇議長(塩田俊一君) 青木秀夫君。

○7番(青木秀夫君) 先ほどの期間の問題なのですけれども、12月議会で否決されて、またこの3月に再提案されているのであれば、そういう場合には普通どうしても提案者としては、賛同をしてもらいたいのであれば、一般的に反対された方々というのは、議員が反対したわけですから、そんな手間暇かかるわけではないので、数も限られているわけですから、そういう人たちにアプローチをかけて、賛同してくれないかとか、賛成してくれとか、そういうような働きかけはあったのでしょうか。そういうものがなくて、ただ3月議会にまた同じくただ出してきて求めて、普通なら私はそういうアプローチとかあるのかなと思うのですけれども、その辺のことが非常に疑問なもので、それは別に努力しても無駄だということでしなかったのか。それはわかりませんけれども、その辺のことはどうなっているのかということ。

もう一つ、さっき町長、今は怪文書だか脅迫文については否定されているのですけれども、これ12月の臨 時議会で黒野議員の質問に対して、これ議事録に載っているのですよ。こういうことが書いてあるのです。 「怪文書が出て、反省すべきところは議会にあるのではないか」と、こういうことが議事録に載っているの です。「怪文書が出ないような議会であってもらいたいと思っております」と、こういうのが載っておるわ けです。さっきの答弁は、それと変わっていますからいいのですけれども、やっぱり議会の議決行為は、こ れ全く各人の自由な意思決定ですから、それに対して怪文書が出ないように議決行為を注意しろとかという ふうにこれ聞こえるのですけれども、そういうことは、これはもう民主主義の多数決原理の大原則ですから ね。しかも、一応田舎の町でも議会ですから、その議決行為を否定するようなことは、これはいかがなもの かと思っていたのですけれども、先ほどは違った趣旨の答弁をされたので、ちょっと待っていて、3回で終 わってしまうのですから。その辺のことについてはどうなっているのかと。反対者へのアプローチというか 働きかけと、さっきの12月の議会での議事録に載っておる町長の発言、答弁というか発言、それについて聞 きたかったのですけれども、先ほどは違った内容のものが出ていましたので、後から言ったのが正しいので あれば、それでも結構なのですけれども、そういうことで私はこのマニフェスト選挙のものに対しては、板 倉町がどうのこうのというのではなくて、よその国のことでも何でも、何かこれちょっと最近かつてのスロ ーガン的な選挙スタイルから、数字を明確に明示したマニフェスト選挙というものはいろいろ問題あるなと いうことで、私は板倉町云々ではなくて、そういうものに疑問を持っておるわけです。では、先ほどのこと にちょっと答えていただけますか。

〇議長(塩田俊一君) 町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) 青木さんの今の論理ですと、提案に対する反対をお持ちの意見の方々に、例えばすんなり通したいのであれば賛成をしていただきたい旨を、もう少しひざ詰めで、マンツーマンみたいなもので働きかけをすべきであろうとも思うが、していないではないかと。これこそ私も、そういったことも必要かなと思った面もあるのですが、論理的なぶつかり合いの違いはそれぞれきっと感じていると思いますので、冷静に先ほど申し上げました議会の中での多数がどうかと。この3カ月でどう推移をしているかと。世論とかいろいろ、議員の皆さんも当然見るでしょうから、ということであえて働きかけもしなかったというのが事実でございますし、特に働きかけを必要とすると私が考えておりますのは、人事案件につきましては、こちらからこの人を例えば町の教育長にしたいと。そのときに、それを否決されることは、その名前を挙げた

方に対して非常に失礼になる場合があったり、一生のデータをその否決一言で、一つで全部否定されるような経緯も事によるとありますので、できればこういう考え方でこういう経緯でこういう人を推薦をするので、例えばできれば賛成をしていただきたいというような説明は、今までも人事についてはお願いをした経緯はあります。

それはそういう理由からでございますが、一般論として議員さんのはっきりした賛成なり反対なりの理由を伺いながら、でも最初反対と言った人がその後の心の移り変わりがあるかないかも当然、例えば先般の定数の問題でも否決をされたものが、否決というかそういったものが最終的には9対4とか、そういう推移もあるわけですから、いろいろ私のほうとすると今回は冷静に、あるいは慎重に議会の自主的な判断を見守ってきた結果と。その期間は、3カ月でもう十分だろうということでございますし、議会さんも私どもとこういった機会を持つほかに、お互いあるいはいろんな機会にこの問題について、きっと相当そこそこ論議もしているはずであるし、また私どもについては1回出したものについては、やっぱり時によれば再提出もということも当然これは考える場合もありますので、そういう意味で私どもも真剣にこの3カ月議論を、あるいは分析をしてきたところでもございます。

それから、12月に怪文書ができれば出ないような議会であってもいいのではないかというのは、それは一般論で、怪文書というのが出る、毎回毎回出るなんていうことはあり得ないですね。怪文書が出るというのは、よんど変人がというか、表現はまずいかわかりませんが、よほど変わったお方が、自分の考えに沿わない結論が出たので文書を特定の人にねらい打ちで出すという場合と、また一般論がそうであるのになぜ議会がわかってくれないのだという意味での我慢のぶつけようがなくて出す場合とか、いろいろ分析はされると思うのです。そういう考え方から見ると、私どもも正直この前否決をされると思っていませんでしたから、ごく当たり前のことを皆さんに議論し、ただこの間否決をされたことで私どもも意外だな、あれ、何でこんなことが否決されてしまうのだろうというのがこの前の結論でありましたから、そういう観点から例えば怪文書を出された方も、我々と同じように相当議会に対しての異常さを、と表現をされたのかどうかわかりませんが、そういったものを感覚的に感じ取って、標的としてどなたの議員さんに出したか。2名と私どもは承っておりますけれども、そういう結果だと思っておりまして、決して12月から今までに私の述べ方の見解が、人間ですから表現の仕方がそのときによって違う場合はありますが、根底に流れているものは決して私も変わっておりません。ですから、怪文書が出ないような議会、できればそういういわゆる民衆の考え方と一致したような方向づけを出されるような議会であったほうがいいのではないかとか、そんな意味で私どもは、そのときはそういう答弁をしたつもりであります。

それから、マニフェストがひとり歩きをする選挙ということについては非常に、それは私文、自分で発行するものであれば許すとか、公文書で出したものについては決してそういったものがあってはならないのだということでも私はないと思っております。やっぱりすべての文書について、ある意味での表現の自由とか、こういった選挙公報関係については表現の自由は、やっぱり国の法律によって保障されておりますので、それを一部の狭い、ある意味では時代の流れにも左右される判断のもとで制限をするということはいかがなものかというふうにも考えております。マニフェストが流行のときには、マニフェストがすばらしいということではやした時代もあります。今はマニフェストがよくないと言うから、今の時流の判断だけでそういった抑制を、個人の権利を奪うということはいかがなものかというふうにも考えておりますし、またこれはくど

くなりますが、議会と政権選択、あるいは首長の選択の選挙、議会議員の選挙とは根本的に質が違っておりまして、果たしてマニフェストと言えるのかどうか、議員さんが選挙公報で挙げるものが。スローガンとかマニフェストとか、いろんな微妙に違いもある関係上、ただ1対1は、政権選択になりますと、首長の選挙になりますと、言ったことがどれだけ達成できるかということについては、より重みが増すわけでありまして、青木議員さんの言うようなことは十分心配をされるわけでありますが、さりとて議員さんの選挙についてはでたらめを、あるいは実現もしないものをばあっと並べてもよいということを私は言っているつもりはございませんが、ある意味では自由を尊重しながら、常識の範囲内で書いていただけるものと。また、それを判断も町民の目線がちゃんとしっかり仕分けるものということで、そんなに心配はしていないところでもございます。ただ、結果としてどういう結果が起こるかということについては、いろんな可能性は秘めていることも事実だろうと思っております。

○議長(塩田俊一君) ほかにありませんか。

秋山豊子さん。

〇10番(秋山豊子さん) 10番、秋山です。ただいま町長、課長のお話を伺いまして、それだけの思いがあるのであるならば、なぜ十分な審議を尽くされないままでさらにこれを出されてきたのか、私はそこに疑問を持っております。本当にこの選挙公報を考えているならば、十分な話し合いがあっていいのではないか。 先ほど町長が、賛成多数があるからというお話がありました。私は、賛成多数があるから十分な審議を尽くし、することが私は大事ではないかなというふうに思っております。

それで、賛成、反対にいたしましても、ここにおります14名の議員が、私はこういう場所で、はい、はいと手が挙がって自分の思いを言うべきではないかと思っておりますけれども、ここまで来ても多数が意見をお話をしているだけであります。ということは、私は十分な話し合いが、自分のものとしてされていないからではないかと思っているわけです。本当に、これは私も賛成をいたしましたが、議員定数の削減にいたしましても、この問題にいたしましても、全部私たちの問題なのです。それを本当に執行側と十分に話し合いをしながらよい方向に持っていくことが、私は大事ではないかなと。なぜこんなに急ぐのかなという思いが残っているわけでございます。そういうことで、私はどうしてそんなに急ぐのかなという、その思いをちょっとお聞きをさせていただきたいと思います。

〇議長(塩田俊一君) 町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) なぜ急ぐのかなということに対しては理由が2つ、急いでいるわけではございません。適当な審議時間を十分こなしたというふうに思っておりまして、しかも議員さんの選挙は、先ほどから何回もありますように今回導入することが、この次は2年後あるいは4年後ということになれば、そういった声に対してこたえることができないということで、いい機会だというふうにとらえておりまして、再提案をしているところです。

それから、いみじくも私たちの今秋山さんが問題点、これ大事な問題だと。ですから、我々行政側から提案がなくても、自分たち議会は独立をしているのですから、必要な問題であれば毎日論議をしていただいたってよろしいのですよ。我々に提案をされない限り、自分の問題でも論議をしないのですか。

[何事か言う人あり]

○町長(栗原 実君) いわゆるそれは、だからいずれにしてもそういう今の問題、私たちの問題点なのにということであれば、十分自分たちで、自分たちの問題なのですから、時間を確保して毎日でも議論をしていただきたい。それが議員さんの持っている役割であり、使命だと思っています。私のほうから提案をされない限りは議論をしないで、議論をされれば時間が足らないという、それだけの論理で、この間もそうでしたけれども、どうも私どもは納得ができません。自分の議員さんとしての職業の放棄につながるのであろうと思っております。自分たちの問題であれば、もう今まで90日あるのですから、毎日ご議論なさって統一した見解を出していただいて、絶対に出しても栗原、反対だと、否決されるぞと言えば、私どもは多分提案はできないだろうと思っております。

以上です。

〇議長(塩田俊一君) 秋山豊子さん。

O10番(秋山豊子さん) ただいま町長の答弁がありましたが、そんなに語尾を強くして言わなくても、私も大丈夫ですから、私なりに議論はして、今日のこの定例会に臨んだつもりでございます。それで、本当にこれは私たちの問題だと思っているのです。それで、今議会改革が叫ばれております。そういう中で、開かれた議会、ガラス張りの議会と言う議員もいらっしゃいます。そういう中で、私は町民の皆さんとひざを交えて、こういうこと、それから選挙公報のこと、そして議員定数のことなども本当は前からやっておくべきではなかったか。そうすればこういう問題が出てきたときに、平等な目線でいろんなことが見られるのではないかと思うわけです。

先ほども青木議員からも脅迫文のこともありました。そういうことも、私はちゃんと町民の皆さんと話し合いがされていれば、そういうこともないのかな。それはやはり議会の問題でもあるし、また議員の責任でもあるなというふうには、それはもう十分に思っております。そういうことを踏まえながら、もう少し執行部からも、また議員のほうからもお互いの話し合いというのをもう少し持って、みんなから我も我もと出るような、私はそういうことも必要ではないかと思いまして、今お聞きをしたわけでございます。課長はどのようにお思いでしょうか。

○議長(塩田俊一君) 小野田総務課長。

[総務課長(小野田吉一君)登壇]

○総務課長(小野田吉一君) この選挙公報の条例に関しましては、10月の議員協議会、11月の議員協議会、12月の議会、2月の議員協議会、4回議員さんに議論をいただいているのです。それが足らないということであれば、ほかの町が実施している事業について議員さんに4回も提案をして議論をいただいたものがあるかどうか、私は疑問に思います。ですから、議員さんが先ほど議論をして今日に臨んでいるということは、14人の議員さんで議論をしてここに臨んでいるのですか。逆にお聞きしたいのですけれども。それであれば、その結論を、先ほど町長が言っているように、賛成、反対で結論を出していただければ、それで結構だと思います。その旨、その結果を選挙管理委員会のほうへ報告させていただくだけですので、よろしくお願いしたいと思います。

〇議長(塩田俊一君) 秋山豊子さん。

〇10番(秋山豊子さん) 先ほど課長が14人の議員で議論しているのかというお話がありました。先ほど町長が賛成、反対、またそういうことがあるからというお話がありまして、こちらからお話をみんなでしよう

かと言っても、なかなかそれに、やはり議員さんは一人一人のお考えもありますので、なかなかそういう場面が生まれません。そういうことで、私は議論をできる人とやっておりますし、そして今回に、いつもそうですけれども、臨ませていただいております。だから、意に反していることもあると思うのですが、私たちも地方選に向けて、統一選に向けて活動をさせていただいております。そういう中で、この選挙公報を出してほしいという人がいたという執行部のほうからのお話がありましたが、それに対して今度はこの選挙公報を出すことによって、先ほどありましたように、では議員の報酬を半分にしようではないかとか、また先ほど言った本当に意に反する保育園の無料化だとか、そういった本当に常識ではちょっとどうかなという思いが、そういうことも書かれることがありますよねということは私も聞きました。ああ、そうなのだなと、そういうふうに思っている方もいたのかなというふうな、そういう思いでおります。

きのうも私も青色パトロールですか、あれをしたときに、やはりお客様がいらっしゃいましたね、課長のところへ。その方がおっしゃったのも、やはりそういうちょっと非常識というか、それは自分の主張ですから、非常識ととらえることは間違いかもしれませんけれども、そういうことがあってはどうか、ちょっと疑問ですよねというようなお話もありました。そういうことで、私は再三申し上げておりますけれども、そういうのをすべて払拭するためにも、もう少し私は話し合いが必要ではないか、そういう結論でございます。

○議長(塩田俊一君) 大分時間が経過しておるので、この辺で暫時休憩させてもらいます。

10時40分より再開します。

休 憩 (午前10時25分)

再開 (午前10時40分)

○議長(塩田俊一君) 再開いたします。

延山宗一君。

〇2番(延山宗一君) 2番、延山です。今、お互いに議論を交わしているのですけれども、この時間については、本来質疑の時間であるのかなと思うのです。

[「そうですよ」と言う人あり]

- ○2番(延山宗一君) というのは、今聞いていますと、これは討論をやっている。ですから…… [「討論じゃないです。質疑」と言う人あり]
- **〇2番(延山宗一君)** 要するに意味合い的に言いますと、何かこう討論に入ってしまっている、そんな気がするのですけれども、質疑は質疑として、この出された案件に対してこういうのがわからないというふうな点についての質疑であって、討論ではないのかなと思うのです。

というのは、なかなかこれ決まっていかないということは、1つの区切りとして質疑は質疑としてやって、次またお互いに賛成討論、反対討論。要するに討論になりますと、賛成の方も討論としてできるのですけれども、質疑の場合はあくまでも反対だと、この議案に対して反対だということに対しての意見がもう出ているわけですよね。そうすると、やっぱりそういう意味からして、やはり質疑は質疑としてぴしっと議長さんに区切りをつけてもらって、また討論するということがいいのかなと思うのですけれども、よろしくお願いいたします。

〇議長(塩田俊一君) 川野辺達也君。

〇1番(川野辺達也君) では、2点ほどお伺いさせていただきたいと思います。

まず、写真と経歴を掲載するに当たって提出して、校正ができたら発行前にもう一度、例えば12人とか13人とか14人の校正ができたら、これはもう一度これでいいですかという形で見せていただけるのかどうかというのが1つなのですけれども、それをちょっとお尋ねします。

[「全体の」と言う人あり]

- ○1番(川野辺達也君) 全体のです。本番前、それを今聞いている。
- 〇議長(塩田俊一君) 小野田総務課長。

[総務課長(小野田吉一君)登壇]

- ○総務課長(小野田吉一君) ちょっと時間ください。申しわけないです。
- 〇議長(塩田俊一君) 川野辺達也君。
- **○1番(川野辺達也君)** なぜこれを伺ったかといいますと、自分の政見、写真はもちろん、思い、政見に入りますけれども、それを下書きではないですけれども、発行前に掲載をもう一度全員の方、出した人が全員の方がまず見られるかどうかというのを今質問したのが1つなのですけれども、なぜかといいますと、それが先ほど来ちょっといろいろ議論になっています、私あれをただでやります、これを無償にしますというのが、仮にその場でだれだれ候補者はこういうことを書いているというのが事前にわかって、それをもう一度自分が見た場合に、それに対する、例えばの話ですよ。これは私はただにしたいのは山々なのですけれども、4年間お世話になって、なかなかただは無理ですけれども、できるだけ町民の皆さんに添うように努力しますとかという、そういう形をとれるのかどうかというのがちょっと思いがあったものですから伺いましたので、ちょっとその辺はできるのかできないのかというのは、これは結構重大な問題になりますので、きちんとご説明いただければと思うのですが、よろしくお願いします。
- 〇議長(塩田俊一君) 小野田総務課長。

[総務課長(小野田吉一君)登壇]

○総務課長(小野田吉一君) 多分今考えているのは、ちょっと今確認しますけれども、例えば立候補者が15名いたものを、校正をしたものをご確認くださいというのは、今確認しています。あるかもしれません、ないかもしれません。それを全員の候補者に、これが載りますというのを皆さん方に確認をしていただくかどうかも、ちょっと今調べさせていただきたいと思います。ですから、載るということで示されたものはもう訂正できませんので。

〇議長(塩田俊一君) 川野辺達也君。

〇1番(川野辺達也君) その辺をぜひともしっかりと、訂正できないのだったらできない、校正はこれで間違いないかと。まず1人で出したのをきちんともう一度見ていただいて、全体の校正になった時点で、もうこれは訂正も何もできないということをきちんとお示ししていただければと思いますので、よろしくお願いします。

〇議長(塩田俊一君) 小野田総務課長。

[総務課長(小野田吉一君)登壇]

○総務課長(小野田吉一君) 今確認しましたら、原文をお持ちいただきますね。その原文を私どものほうで、これは校正しますということで確認をして、これでよろしいですかということで、いいということにな

れば、私どもが見せていただいて中身をチェックして、これでいいのですねという確認をして、もう掲載しますので、皆さん方の全部を見せるということはございません。

[「印刷上げてもらって初めて」と言う人あり]

○総務課長(小野田吉一君) そういうことです。よろしくお願いします。

[「わかりました」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 他に質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

石山徳司君。

○5番(石山徳司君) 5番の石山です。反対討論ということで一言申し上げます。

私も、この全体的な流れとすると、混住社会ですから、一応は公報紙というのは必要だというのは、その1点では認識しております。ただ、今までの流れの中で、板倉町という形の中で町村会がありまして、その中で玉村町と大泉町がたまたま先行したから、それだけで法文を変えないままに、私の言ったように供託金だとか、そういうものと絶対連動していますので、個人的な私見を公共の予算と公共の場をかりて自分の意見が述べられるという重要な機会であるわけですよね、立候補という観点を見ますと。そういう一致した部分というか、大きな選挙においては、選挙公報というのは私も何回か見ております。これはやっぱり供託金というのを、先ほど説明を受けましたけれども、もう多いところでは800万円、少ないところでも30万円ぐらいは、これはその必要経費ぐらいは自己責任において、皆さん方から認定を受けなければ、それを供託金だから、得票率が少なければそれを供出するというような、そういう裏返した責任行動も伴うわけであります。その供託金の制度も、変な話ですけれども、この提案者の中から持ち上がっていないという、ある1点の側面だけ、公報紙があったらいい、なかったらいい、ただその1点だけにはちょっと私は疑問を挟みますので、やるのでしたらもう少し慎重を重ねた上で実行すると、私はそのように考えております。

以上です。

- 〇議長(塩田俊一君) 野中嘉之君。
- ○8番(野中嘉之君) 8番、野中です。私は賛成の立場から述べたいと思います。

あらかじめちょっと申し上げますが、選挙公報は先ほどどなたかが言っておりましたけれども、必ずしも 議員の立場から定めるものではないというふうに私は考えます。有権者の立場に立ってなすべき問題である というふうに考えます。この選挙公報は、有権者の選挙に関する、あるいは候補者に関する関心を高めてい ただくと、そういうことによって投票行動をとっていただくと、そういうものだというふうに私は考えます。

したがいまして、選挙公報は候補者の写真やプロフィール、公約や信条などを掲載するもので、また候補者の情熱や熱意、つまりやる気ですね、そういったものをあらわすことにもなるわけでありまして、しかも選管が発行するということで、すべての候補者の情報を得ることができるわけで、非常に有権者にとっては大変便利な情報と言えるわけでございまして、若干先ほどいろいろと心配された点もないとは言えません。しかし、3条の2項にも、それぞれ候補者が品位を損なわないようということに努めなければならないと。

そういうことも記載されておるもので、選挙公報は有権者の判断の参考となるもので、私は賛成であります。

○議長(塩田俊一君) 反対討論ありますか。

青木秀夫君。

〇7番(青木秀夫君) 私は、反対という立場で意見を述べさせていただきます。

先ほど野中議員の賛成という趣旨は、全くそれはそのとおりだと思うのです。そのとおりいけばまことに結構なことで、そういうことにならないのではないかという心配というか、危惧するために、私も反対という立場にあるわけです。たまたま先ほども述べましたが、2月28日の朝日新聞の記事を助け船にするわけではないのですけれども、助っ人にするわけではないのですけれども、私もかつての選挙スタイルといいますか、スローガン的な選挙からマニフェスト選挙というのが普及するようになって、何か余りにもお金の話が多く出て、先ほど野中さんが品のあると。品のある人ばかりならいいのだけれども、と言うけれども、名古屋の市長なんかも減税、減税と言ってあれだけ人気があるわけで、あれが何年続くかということになると、これはまた別の問題だと思うのです。名古屋だって1兆8,000億も市の借金があるらしいですよ。そんなことをするならそっちへ回したほうがいいのではないかとか意見もありますし、減税といっても名古屋だからできるのかもしれないし、でもああいう行為が非常に一時的な人気を博するわけですけれども、だから私はマニフェスト選挙の弊害、ここの新聞記事にもありますし、「岐路に立つマニフェスト」、これがエスカレートして、最近反省の時期、曲がり角に来ているということは事実で、私も個人的には、ちょっとこれ今の選挙は問題あるなというふうに思っているわけです。

それも個人的な選挙チラシとか何かで何するのは、これはさっき言ったように表現の自由であり言論の自由で、公職選挙法で認められている範囲内であれば、何やってもこれはやむを得ないと思うのです。制限加えることはできないのですけれども、一応これ選挙管理委員会という公的な機関が公報を発表する中に、そういうちょっと問題だなというようなものも制限加えるわけにはいかないわけですから、どうしても載せなければならないと。そうなりますと、議員選挙というのは板倉町なんかですと十二、三人だから大していないのですけれども、これが50人とか、名古屋みたいにああいうところは100人規模で議員がいるのでしょうから、そうするとマニフェスト選挙ですから中身の競争という、あれが10%減税だったら20%減税だとかって、できるできないは別にして、そういう人が出てきて競争が過激になってくるということで、最近幾らか反省の時期にもう来ているのだと思うのです。

ですから、私は前にも、ここでも言っているのですけれども、選挙公報というのは進んだところがやるのではなくて、これから進んだ自治体はやめていくのではないかと、廃止していくのではないかと私は読んでいるのです。例えば、これが横浜市が選挙公報をやめたというと、みんなまねして雪崩を打ってやめていくのですよ、どこか大きなインパクトのある自治体がやれば。だから、私はそういうふうに見ているので、この弊害を非常に強調して、また心配しているのでそれを理由にして、選挙公報は今の制度の中では制限加えることができないので、公的にサービス合戦というか、値引き合戦みたいなのを、公的な選挙公報、選挙管理委員会が発行する選挙公報がそれを増長することにもなりかねないということで、反対ということにしたいと思います。

〇議長(塩田俊一君) 延山宗一君。

○2番(延山宗一君) 2番、延山です。賛成討論といたします。

先ほどからマニフェストということで横文字を使っています。選挙公約ということで、特にマスコミ等で言われている。今現在の情報化社会の中では、当然当たり前のことであるかなと思っているのです。選挙も大きな選挙といいますか、国、衆議院、参議院選、そしてまた県、また市の部、非常に広範囲の選挙になってきますと、当然これはなかなかわからない。候補者の顔も、また自分の言っていること、公約もわからないという意味での、これ条例化されているということなのですけれども、板倉町にしますと当然その波が入ってきた。やはり板倉町もそれだけに進んできたといいますか、都市化が、波が入ってきたと。そのあかしかなと、そんなふうに思います。

先ほどの説明の中で、ニュータウンの方からそういう意見が出たということは、これはもう必然的なものかなと、そんなふうに受けとめるのです。ですから、まだまだ村の部とか町の部、要するに町村にしますとお互いに顔見知りのような、そんな有権者同士というと、やはりまだまだいいのかなとは思うのですけれども、これは町にとっては今後必要だなと。やはり非常に投票率も低下もしている。その上にもって知らない人は、例えばだれが出ているのかわからなければ投票はいいやということも当然言ってくる。これは棄権防止にもなるということも踏まえたときには、当然この今回の案件に対しての条例は可決をして、非常に一人でも多くの有権者に候補者の顔も知らせる、それも必要かなと思うのです。

議員としても、やはり立候補しました責任、そしてまた自覚を持つ、そういうことは非常に大事なことである。今回の公報紙につきましては、我々云々よりも、やはり行政側がどうしても出したいということで出していただくと。そして、多くの人にわかってもらうことが今回の目的かなと、そんなふうに思います。今回の4月の24日の投票の選挙からぜひ実施をしていただきたいと、そんなふうに思っております。

以上です。

○議長(塩田俊一君) ほかにありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 討論を終結いたします。

これより議案第2号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手少数]

〇議長(塩田俊一君) 挙手少数です。

よって、議案第2号は否決されました。

○議案第3号 板倉町行政組織条例の一部改正について

○議長(塩田俊一君) 日程第6、議案第3号 板倉町行政組織条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) 議案3号につきまして、板倉町行政組織条例の一部改正についての提案の理由を申し上げます。

本案につきましては、平成21年7月に実施した機構再編から1年が経過し、各所管における事務事業の現

状確認と、さらに事務事業の効率化のため必要と思われる事務分掌の見直し等について、全係長のヒアリング及び課長会議において検討した結果、現在健康介護課にて所管している高齢福祉に関する事務を福祉課の所管へと移行し、より町民にわかりやすく、効果的かつ円滑な高齢福祉サービスを提供するため改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。なお、これにつきましては、担当課長の 説明はないということでご決定賜ればよろしいかと思います。

○議長(塩田俊一君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 質疑を終結いたします。 これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 討論を終結いたします。

これより議案第3号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長(塩田俊一君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議案第4号 板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長(塩田俊一君) 日程第7、議案第4号 板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) 議案第4号について提案の理由をご説明申し上げます。板倉町職員の給与に関する 条例等の一部改正についてでございます。

本案につきましては、国家公務員の病気休暇制度が本年1月1日から改正されたことに伴う改正でございまして、本町においては既に病気休暇の期間を「90日を超えない範囲」と定めておりますが、国家公務員については、病気休暇の期間の日数を明確に定めていなかったことから、特定の病気休暇等を除き、「連続する90日を超えることができない」と改めるほか、病気休暇期間における俸給の半減措置制度についても見直しを行うものでございまして、本町につきましても国家公務員に準じた改正とするものでございます。

なお、詳細については担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

〇議長(塩田俊一君) 小野田総務課長。

[総務課長(小野田吉一君)登壇]

○総務課長(小野田吉一君) それでは、議案第4号 板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正につい

てご説明させていただきます。

今回の条例改正につきましては、先ほど町長提案理由にありましたように、本年1月1日から国家公務員の病気休暇制度が改正されたことに伴うものでございます。本町におきましても、病気休暇の期間を既に「90日を超えない範囲」と定めておりますが、国家公務員におきましては「療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最低限の期間」とするだけで、その期間を明確に定めておらず、またその期間が90日を経過した場合は、俸給についてその半額に減ずる俸給の半減措置制度が設けられました。今回の改正は、民間企業における状況、病気休暇期間中における欠員補充の課題、継続的に病気休暇を取得する職員の健康管理等を考慮し、病気休暇の期間を特定の病気休暇等を除き、「連続する90日を超えることができない」としてそれを改め、俸給の半減措置制度についても人事院規則の改正を受け、本町職員にも国家公務員に準じ改正するものでございます。

また、これまで本町にはなかった病気休暇期間における給料の半減措置制度を導入する条例改正とあわせて、地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して職員を休職させる場合における給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの支給率についても給料の半減措置制度の内容を踏まえ、これまで「100分の80」であったものを「100分の50」に引き下げるものでございます。

まず、第1条の板倉町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますけれども、第24条の改正では、休職期間中における給料等の支給率を「100分の80」から「100分の50」に引き下げるものでございまして、町独自の取り組みでございます。

次に、附則の改正でございますが、これは給料の半減措置制度を新設するものでございまして、公務及び 通勤による場合を除き、負傷もしくは疾病または労務安全衛生法第68条の規定に基づく伝染病の疾病その他 の疾病による就業禁止措置の翌日から90日経過後については、給料の半額を減じ、その勤務しない期間の範 囲、給料の計算その他給料の半減に関する必要な事項を規則に委任するというものでございます。

次に、第2条の板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございますが、第13条 の改正は規則との整合性を図るための改正でございます。

次に、附則による職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございますが、これは第1条の板倉町職員 の給与に関する条例の改正により生じる表現を改めるものでございます。

以上、議案第4号 板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正についてご説明させていただきましたが、 ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(塩田俊一君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

石山徳司君。

○5番(石山徳司君) 5番の石山徳司です。国の法令改正によって条例も必然的に変わらざるを得ないということで、その辺は理解します。私が心配しますのは、この条例に該当するような職員さんというのが多分おいでになると思うのですけれども、年間何人ぐらい今の状態ですと続けて対応措置をとられた方がおいでになるか、ちょっと人数だけでもお知らせください。

〇議長(塩田俊一君) 小野田総務課長。

[総務課長(小野田吉一君)登壇]

○総務課長(小野田吉一君) 議員協議会のときには2名と申し上げましたけれども、休職が今現在1名です。病気休暇で休んでいた者が昨日から復帰をしておりますので、実質1名でございます。

○議長(塩田俊一君) ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 質疑を終結いたします。 これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 討論を終結いたします。
これより議案第4号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長(塩田俊一君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議案第5号 板倉町自動車駐車場条例の一部改正について

〇議長(塩田俊一君) 日程第8、議案第5号 板倉町自動車駐車場条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) 引き続き議案案第5号についてご説明を申し上げます。板倉町自動車駐車場条例の 一部改正についてでございます。

本案につきましては、板倉町で管理運営している定期利用の町営駐車場の管理機器が老朽化により、本年3月31日に更新をすることになりました。それに伴い、契約期間が従来までは最長6カ月まででしたが、新しい管理機器では最長12カ月まで可能となります。利用者の利便性向上を図るため、条例の一部を改正したいと思います。また、あわせて法規上の文言を整理するものでございます。

以上ご説明を申し上げましたとおりでございますので、今回も担当課長の説明はございませんが、ご判断の上、議決をいただければありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長(塩田俊一君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 質疑を終結いたします。 これより討論を行います。討論ありませんか。

「「なし」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 討論を終結いたします。 これより議案第5号について採決いたします。 原案に賛成の方は挙手願います。 [挙手全員]

○議長(塩田俊一君) 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議案第6号 板倉町国民健康保険条例の一部改正について

○議長(塩田俊一君) 日程第9、議案第6号 板倉町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、 町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) 議案第6号であります。板倉町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。 本案につきましては、国民健康保険法の改正に伴う引用条文の条ずれによる改正をお願いするものでございます。

具体的には、国民健康保険法「第72条の5」となっているものを「第72条の4」とするものでございます。 以上、条例の一部改正についてでございます。これにつきましても申し上げただけでございますので、担 当課長の説明は不要と存じております。そういうことでよろしくお願いします。

○議長(塩田俊一君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

〇7番(青木秀夫君) これだと何のことか全然わからないのですけれども、内容はどういうことなのでしょうか。これ何かこの前国保の軽減措置が来年度から実施されるというでしょう。軽減世帯に対する軽減措置が、何か6・4から7割、5割、2割の軽減にされるというようなことがあった。それとは関係ないの、これは、全く関係ない。それが関係あるのは次のやつ、これ。第7号がそっちなの。そうですか。

[「手を挙げて言ってくれよ」と言う人あり]

〇議長(塩田俊一君) 北山健康介護課長。

[健康介護課長(北山俊光君)登壇]

- **〇健康介護課長(北山俊光君)** 今の青木議員さんのやつ、軽減の関係については、この後のものでございます。今の関係については別物でございます。これは特定健診の関係なんかですが、メタボなんかに関する条ずれです。
- ○議長(塩田俊一君) ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 質疑を終結いたします。 これより討論を行います。討論ありませんか。

「「なし」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 討論を終結いたします。 これより議案第6号について採決いたします。 原案に賛成の方は挙手願います。 [挙手全員]

○議長(塩田俊一君) 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議案第7号 板倉町国民健康保険税条例の一部改正について

〇議長(塩田俊一君) 日程第10、議案第7号 板倉町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、 町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) 議案第7号 板倉町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

本案につきましては、低所得者世帯に対する軽減を拡大する条例改正でございます。昨今の経済情勢を勘案しますと、依然厳しい情勢が続いており、町内においても同様に厳しい経済情勢であります。そこで、町民の皆様の負担を少しでも軽くするため、国民健康保険に加入されております低所得者世帯の軽減を拡充するものでございます。この改正により、軽減を受けられる世帯が増えるとともに、軽減の割合が高くなる改正内容でございます。

なお、細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜ればと思っております。

○議長(塩田俊一君) 長谷川戸籍税務課長。

[戸籍税務課長(長谷川健一君)登壇]

〇戸籍税務課長(長谷川健一君) それでは、議案第7号 板倉町国民健康保険税条例の一部改正について 説明させていただきます。

本案につきましては、先ほど町長が提案理由で申し上げましたとおり、低所得者世帯に対する軽減を拡大するための条例改正であります。本文の金額が、6割から7割とか金額あるのですけれども、金額については省略させていただきたいと思います。

4行目の第21条第 1 号以降から、この15行目までに金額等入っておりますけれども、この中身については国民健康保険税の医療分、後期高齢者支援分、介護分の国民健康保険の被保険者に係る各被保険者均等割額、それと世帯別平等割額についてそれぞれ 6 割軽減から 7 割軽減へ、それから 4 割軽減から 5 割軽減への変更額について改正をするものでございます。また、下から 5 行目に(3)がありますけれども、(3)につきましては新たに 2 割軽減を追加するものでございます。

次ページをお願いしたいと思いますが、附則の上の21条の2中「次号」の次に「及び第3号」を加えるとあります。これにつきましては、地方税法の703条の5の2、これにつきましては非自発的失業者に対する軽減措置でありますけれども、これが新たに創設されましたことに伴う規定の整備による追加でございます。

この条例は、平成23年4月1日から施行しまして、改正後の条例の規定は平成23年度以降の年度分について適用しまして、平成22年度までの分はなお従前の例によるものでございます。

よろしくご審議の上、こ決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(塩田俊一君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

石山徳司君。

- ○5番(石山徳司君) 5番の石山です。私も一般質問であした、国民健康保険税についてはちょっとお尋ねするという以外に、仮に低所得者、困窮者を救うというのは、これは政治の役目でありますので当然のことと思いますけれども、この結果として板倉町の健康保険税のどの程度の減収が見込まれるのか、ちょっと試算がありましたらお願いします。
- 〇議長(塩田俊一君) 長谷川戸籍税務課長。

[戸籍税務課長(長谷川健一君)登壇]

〇戸籍税務課長(長谷川健一君) 石山議員さんの質問にお答えさせていただきます。

現状との比較になりますけれども、現状の6割、4割軽減につきましては、均等割の軽減人数は1,095人でありまして、平等割軽減世帯数は666世帯と。軽減額の合計額につきましては2,771万7,000円という金額になります。これを想定の中で、7割、5割、2割の軽減という形に置きかえてみますと、均等割軽減人数は1,775人で、1,100人近く増えるわけですけれども、それから平等割額軽減世帯数は988世帯で、これも約320相当増えると、世帯数も増えると。軽減額の合計が4,176万二千何がしという形で、比較は均等割軽減額で680人、平等割軽減世帯数で322世帯が増えまして、軽減額も逆に増えるわけですけれども、約1,404万という形の軽減が増えます。ただ、ちなみにこの軽減につきましては、保険安定基盤のほうで4分の3が交付されるという内容になっております。

以上です。

○議長(塩田俊一君) ほかにありませんか。

青木秀夫君。

○7番(青木秀夫君) この健康保険税の条例改正というのは、これは全国一律、一斉なのですか。板倉町だけで実施するのではないでしょう。

それでもう一つ、その軽減財源は、今言った4分の3は保険安定基盤からというのは、それは支払基金から来るの、国から来るの、どこから来るの、それは。そこから来て、4分の1はでは町が負担するということ。そういうことですか。

○議長(塩田俊一君) 長谷川戸籍税務課長。

[戸籍税務課長(長谷川健一君)登壇]

〇戸籍税務課長(長谷川健一君) まず最初の青木議員さんの質問にお答えさせていただきます。

まず最初の質問でございますけれども、これはすべての市町村が昨年からそういう形で取り組む形があるわけですけれども、昨年税条例の改正等をお願いしたところですけれども、その中で板倉町においては運営委員さんもご存じのとおりですけれども、税の改正等もありましたので、その関係で板倉町については23年の4月からという形で、既に館林はもうかなり前からやられていますし、各郡内においても昨年の4月1日から適用しているという状況でございます。

それとその財源、先ほど増えた部分は、先ほど財源については心配があると思いましたので、質問がある前に答えさせていただいたのですけれども、これについては4分の3が県のほうから保険安定基盤制度に基づいて交付されると。4分の1は町が負担するという形になります。先ほどの支払基金から支払いがあるの

かというお話ですけれども、これについては国保は全体の50・50の制度の中でいろんな調整交付金とか安定 基盤、もろもろの制度が、国の負担とかあります。そういう中で、これは県から交付されるという形の額に なります。ちなみに、50・50の中でいろんな安定基盤制度を初め、国の調整交付金、あるいは都道府県の調 整交付金とか、いろいろ財源の中で国保財政ありますので、その中の一部という形の中の財政安定基盤制度 の中の交付という形になります。

以上です。

○議長(塩田俊一君) ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 質疑を終結いたします。 これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 討論を終結いたします。 これより議案第7号について採決いたします。 原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長(塩田俊一君) 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議案第8号 板倉町小口資金融資促進条例の一部改正について

〇議長(塩田俊一君) 日程第11、議案第8号 板倉町小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) 議案第8号でございます。板倉町小口資金融資促進条例の一部改正についてでございます。

本案は、この町条例の基本事項を規定する群馬県小口資金融資促進制度要綱が平成23年4月1日に改正施行されることに伴い、所要の改正をあわせて行うものであります。

具体的には、改正箇所については3点あるわけであります。まず1点目は、条例第5条の第1項で、融資対象者を「町税を滞納していないこと」として厳格化するものであります。

次に、2点目として、条例の附則に係る部分で、借りかえ制度が利用できる融資の申し込み期間を1年延長するものであります。

最後の3点目としては、条例の附則に新たに追加をする内容です。借りかえが利用できない場合、制度で 定める上限を超える融資期間の延長ができるようにするものであります。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。なお、この件についても説明はございません。

○議長(塩田俊一君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 質疑を終結いたします。 これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 討論を終結いたします。 これより議案第8号について採決いたします。 原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長(塩田俊一君) 挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議案第9号 渡良瀬川中央地区水管理施設管理協議会の設置について

○議長(塩田俊一君) 日程第12、議案第9号 渡良瀬川中央地区水管理施設管理協議会の設置についてを 議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

「町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) 議案第9号 渡良瀬川中央地区水管理施設管理協議会の設置についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、国営農地防災事業の完了に伴い、造成された施設と既存の用排水施設等を総合的に 管理する目的で設置された水管理施設について、農林水産省から管理委託を受け、水管理施設に係る事務を 共同で管理、執行するため「渡良瀬川中央地区水管理施設管理協議会」を設置しようとするものであります。

この協議会は、受益対象である足利市、栃木市、太田市、館林市、みどり市、大泉町、邑楽町、板倉町で組織をされ、ただいま申し上げました該当市町村が本議案と同様の手続をそれぞれ行うものであります。

以上ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。この9号につきましても、担当課長の説明はございません。

以上のことでございます。

○議長(塩田俊一君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

石山徳司君。

○5番(石山徳司君) 5番の石山です。私も農地防災事業は、これ関東地方で両河川に挟まれた板倉町東毛地区にとっては本当に積年の問題が解決する糸口になったと考えております。そういう意味の中で、遊水池なりが郡内含めまして、大泉から太田まで含めて8カ所ぐらい、それのほかに県営の遊水池などもできました。その管理が地元負担だということを私も以前から聞いていまして、その経費の出先というのがちょっと心配しておりましたので、この協議会ができますということは、町長にお願いなのですけれども、これやはりその経費については共同体の中で平等に、また治水は国家の役目でありますので、国のほうからも何ら

かの措置があると思うのですけれども、その辺のところを強力に推し進めていただきたい、そのように申し上げたいと思います。答弁のほど、ひとつよろしくお願い申し上げます。

〇議長(塩田俊一君) 田口産業振興課長。

[産業振興課長(田口 茂君)登壇]

○産業振興課長(田口 茂君) 議員ご質問の経費の今後のことですけれども、当然この経費については、この事業が今申し上げたとおり広範囲の市町村を対象に国なり栃木、群馬両県の連携をとりながら進めてこられた事業だということは議員ご承知のとおりだと思うのですけれども、そんな中で今現在の費用の負担については過日具体的な数字を申し上げまして、土木サイドの部分、農林サイドの部分ということで説明申し上げました。今後はできるだけいろんな補助事業とか、そういうことを計画して地元の負担を少なくしようということで事業計画を行っていますけれども、さらにこれらの町村と連携しながら、あるいは国と県と話し合いを持ちながら、できるだけ少ないようにということですけれども、やはり大きな流れの中でありますので、その辺のところはご理解をいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長(塩田俊一君) ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 質疑を終結いたします。 これより討論を行います。討論ありませんか。

「「なし」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 討論を終結いたします。 これより議案第9号について採決いたします。 原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長(塩田俊一君) 挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議案第10号 邑楽東部第1排水機場基幹水利施設管理事業の事務の受託について

〇議長(塩田俊一君) 日程第13、議案第10号 邑楽東部第1排水機場基幹水利施設管理事業の事務の受託 についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長 (栗原 実君) 登壇]

〇町長(栗原 実君) 議案10号であります。邑楽東部第1排水機場の基幹水利施設管理事業の事務の受託 についてであります。

本案につきましては、国営農地防災事業により造成された「邑楽東部第1排水機場」について、事業完了により平成23年度から、施設の利益を受ける館林市、栃木市及び板倉町に管理委託されることに伴い、緊急時の対応等を考慮して、同施設の所在地である板倉町、当町が維持管理に関する事務を2市より受託をするということについて、議会の議決を求めるものであります。

具体的には、施設の操作及び運転業務、国県の補助金の申請及び受領にかかわる業務等を行うものであり

ます。

以上申し上げましたとおりでございますので、この件についてもあえて担当課長の説明はいたしませんが、 ご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長(塩田俊一君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 討論を終結いたします。

これより議案第10号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長(塩田俊一君) 挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議案第11号 町道路線の廃止について

○議長(塩田俊一君) 日程第14、議案第11号 町道路線の廃止についてを議題とし、町長より提案理由の 説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) 引き続き議案第11号 町道路線の廃止についてを申し上げます。

本案につきましては、板倉ニュータウン建設事業及び国・県道路整備事業の施行による道路形態の変更に 伴い、一部を廃止をするものでございます。

細部については、担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(塩田俊一君) 小野田都市建設課長。

[都市建設課長(小野田国雄君)登壇]

〇都市建設課長(小野田国雄君) 議案第11号 町道路線の廃止についてご説明を申し上げます。

初めに、2ページの廃止路線図をごらんいただきたいと思います。ニュータウン区域内の町道11路線あるわけでございますけれども、ニュータウン建設事業によりまして道路形態が変更になったわけでありますけれども、従前道路が台帳上に残っていることから、現況と道路台帳の不整合を解消することから廃止をするものであります。

また、ニュータウン区域外、右下でございますけれども、町道3204号線になりますけれども、当該路線は 道路の利用形態や維持管理におきまして公共性が低いことから廃止をするものであります。

3ページをお願いいたします。大字岩田地内、町道1229号線でありますけれども、当該路線は国道354号

線バイパス事業に伴いまして国道用地に組み込まれたことから、町道としての道路機能を失っている従前道 路を廃止するものであります。

次に、4ページをお願いいたします。大字海老瀬地内になりますけれども、町道4004号線でありますけれども、当該路線は道路機能がなく、道路管理及び交通面におきましても支障がないことから廃止をするものであります。

次に、5ページをお願いいたします。大字籾谷地内になりますけれども、町道6011号線でありますけれど も、当該路線は県道斗合田一岩田一岡里線の拡幅事業に伴いまして県道用地に組み込まれたことから、町道 としての道路機能を失っております従前道路を廃止をするものであります。

1ページをお願いしたいと思います。廃止路線でありますけれども、海老瀬、岩田、籾谷地区になります。 町道 1-8号線から町道6011号線までの合計15路線を廃止をするものであります。路線の総延長につきましては、8,396.1メーターであります。起点、終点等の説明につきましては省略をさせていただきます。

以上説明とさせていただきますが、ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(塩田俊一君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

石山徳司君。

- ○5番(石山徳司君) たびたびお騒がせ、5番の石山です。赤線がもともとの旧海老瀬地区の町道だと思うのですけれども、以前私も同じようなことで、北側が今度、町道が以前あったという形の中で、工業団地になって町道の廃止というのが、これは必然的に話ありました。南側においても、池の中に道路があるということは、これはもう公共用地を、名称が変わるだけで問題ないと思うのですけれども、池から東側にちょっと行った一角、あの辺をやはり道路を廃止するということは、住宅地以外の用途目的に目指すという、そういう腹案があると見てしまうのですけれども、その辺どうでしょうか。
- 〇議長(塩田俊一君) 小野田都市建設課長。

[都市建設課長(小野田国雄君)登壇]

- **〇都市建設課長(小野田国雄君)** 今回廃止をさせていただくわけでありますけれども、今議員さんのご質問の関係を確認させてほしいのですけれども、駅前の、ここの駅に並行している路線の関係でよろしいのでしょうか。
- ○5番(石山徳司君) 1ページの池の中まで赤い道路標示というのが、今まであったということですよね。○都市建設課長(小野田国雄君) はい。
- ○5番(石山徳司君) それが池の中だから、もちろん道路が池になったということで、地目は変わっても 金銭のやりとりというのはないと思うのですけれども、たまたまここの池から西側が一応旧町道があったと。 その辺のところを住宅地にするのですと、これ以上の道路用地を確保するという名目になっているのですけれども、逆に言えばこの廃止する赤い線の町有地を住宅に使うということでしたら、この道路用地の面積で はもう住宅が有するといったらはるかに足らないので、県が買収した公有地を道路に変更するという方向に なりますので問題ないのですけれども、板倉町の所有した道路の面積が、仮にこの一角が工業団地になるのでしたら、その道路用地を買収という形になると思いますので、その辺のところの板倉町の方針といいます か、工業団地になると私は踏んでしまったのですけれども、その辺のところは聞いていませんか。

○都市建設課長(小野田国雄君) 今回板倉一籾谷線、県道の南側の、既に道路機能を失った路線の廃止をさせていただくわけでありますけれども、21年の9月のときに県道の北側につきましては、産業用地の関係で認定の廃止をさせていただいたわけでありますけれども、そのときにニュータウン全体を確認したところ、ニュータウン区域、現在赤線が引いてありますけれども、赤線の区域につきましては既に新しい道路、認定道路として認定をしているわけでありますけれども、従前の道路が消していないので、今回廃止をして、廃止漏れを今回廃止をしていきたいと、そういう内容であります。

- ○5番(石山徳司君) はい、わかりました。
- ○議長(塩田俊一君) ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 質疑を終結いたします。 これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 討論を終結いたします。 これより議案第11号について採決いたします。 原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長(塩田俊一君) 挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議案第12号 町道路線の認定について

○議長(塩田俊一君) 日程第15、議案第12号 町道路線の認定についてを議題とし、町長より提案理由の 説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) 議案12号についてでございます。11号とは全く逆でございまして、町道路線の認定についてでございます。

本案につきましては、板倉ニュータウン建設事業の施行による道路形態の変更に伴い認定を新たにするものでございます。

また、西岡新田地区の渡良瀬川堤防補強工事において整備された道路を改めて認定をするものでございます。

以上ご説明申し上げましたが、細部につきましては担当課長から同じく説明をいたさせます。

○議長(塩田俊一君) 小野田都市建設課長。

「都市建設課長(小野田国雄君) 登壇]

〇都市建設課長(小野田国雄君) 議案第12号 町道路線の認定についてご説明を申し上げます。

初めに、2ページの認定路線図をごらんいただきたいと思います。先ほど板倉ニュータウン地区の廃止漏れ路線の説明をさせていただきましたけれども、現存する一部4路線を再度認定をするものであります。

3ページをお願いいたします。渡良瀬川堤防補強工事によりまして、堤防の法裾に新設されました町道7201号線を新たに認定をするものであります。

1ページをお願いいたします。新認定路線でありますけれども、海老瀬、朝日野、西岡新田地区になりますけれども、町道3512号線から町道7201号線までの合計 5 路線を認定をするものであります。路線総延長につきましては1,206.2メーターであります。起点、終点等につきましては省略をさせていただきます。

以上説明とさせていただきますが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(塩田俊一君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 質疑を終結いたします。 これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 討論を終結いたします。 これより議案第12号について採決いたします。 原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長(塩田俊一君) 挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

ちょっと時間が早いのですけれども、これで昼食の休憩にいたします。

12時50分より再開します。

休憩 (午前11時47分)

再 開 (午後 0時50分)

○議長(塩田俊一君) 再開いたします。

○議案第13号 平成22年度板倉町一般会計補正予算(第6号)について

○議長(塩田俊一君) 日程第16、議案第13号 平成22年度板倉町一般会計補正予算(第6号)についてを 議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) 議案第13号でございます。平成22年度板倉町一般会計補正予算(第6号)についてであります。

本補正予算につきましては、第6回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,464万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を63億1,161万円とするものであります。

歳入につきましては、地方交付税に9,000万円を、寄附金に51万円を、繰越金に1,749万1,000円をそれぞれ追加をいたしまして、分担金及び負担金から780万1,000円を、使用料及び手数料から68万6,000円を、国

庫支出金から699万3,000円を、県支出金から550万9,000円を、財産収入から95万7,000円を、繰入金から1億9,207万6,000円を、諸収入から179万円を、そして町債から680万円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、議会費から131万3,000円を、総務費から1,129万1,000円を、民生費から2,960万2,000円を、衛生費から630万6,000円を、農林水産業費から2,687万2,000円を、商工費から20万円を、土木費から864万円を、消防費から815万9,000円を、教育費から1,157万2,000円を、公債費から547万5,000円を、諸支出金から521万1,000円を減額するものでございます。

また、繰越明許費、地方債につきましても、所要の補正をするものでございます。

以上ご申し上げましたが、細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の 上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

〇議長(塩田俊一君) 中里企画財政課長。

[企画財政課長(中里重義君)登壇]

○企画財政課長(中里重義君) それでは、議案第13号 平成22年度板倉町一般会計補正予算(第6号)に つきましてご説明を申し上げます。

まず、今回の歳入歳出予算の補正総額でございますが、1条にございますとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,464万1,000円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億1,161万円とするものでございます。

次に、繰越明許費の補正でございますが、2条にございますとおり、第2表、繰越明許費補正によるところでございます。

次に、地方債の補正でございますが、3条にありますとおり、第3表、地方債補正によるところでございます。

なお、第1表でございますが、2ページから5ページに係る部分でございますが、町長のただいまの提案理由で申し上げたとおりでございますので省略をさせていただきまして、6ページへお進みをいただきたいと思います。

こちらが第2表、繰越明許費の補正でございますが、総務費で1件、土木費で3件の繰越明許をいたすものでございまして、合計4件でございますが、この総額が2,555万7,000円でございます。これは、23年度へ繰越明許をするものでございます。

続きまして、7ページの第3表をごらんになっていただきたいと思います。地方債の補正でございますが、 起債の目的といたしまして、上水道事業債でございますが、補正前の限度額が1,180万円でございますけれ ども、今回の補正で限度額を680万円減額をいたしまして500万円といたすものでございます。

それでは、8ページ、9ページを飛ばしまして、10ページをお願いいたします。こちらからが歳入の事項別の明細になっておりますが、まず10款1項1目の地方交付税でございますが、9,000万円の追加でございます。

次に、12款1項1目農林水産業費の分担金でございますが、これにつきましては312万1,000円の減額でございます。この関係につきましては、説明欄にございますとおり、簡易ほ場整備モデル事業関係、大荷場地区の分担金の減額が357万円というような内容でございます。

次に、2項の負担金、1目の民生費負担金でございますが、465万2,000円の減額でございます。これにつ

きましては、説明欄にあるとおりでございますけれども、保育園の利用者、児童数の確定によります負担金 の減額でございます。

次に、2目の農林水産業費の負担金でございます。こちらにつきましては5万8,000円の減額でございますが、邑楽東部第1排水機場の維持管理費負担金の確定によります減額でございます。

続きまして、11ページをごらんになっていただきたいと思います。13款1項1目総務使用料でございますが、11万8,000円の追加でございます。内容につきましては、説明欄にあるとおり庁舎等の使用料で3万3,000円、レンタサイクルの使用料で8万5,000円のそれぞれ追加をいたすものでございます。

次に、2目の商工使用料でございますが、17万4,000円の減額でございます。これにつきましては、揚舟の乗船料の確定によります減額ということでございます。

次に、2項の手数料、1目総務手数料でございますが、63万円の減額でございます。これにつきましては、 住民票謄抄本の交付手数料等の減額でございます。

では、12ページへお進みをいただきたいと思います。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫 負担金でございますが、1,367万5,000円の減額でございます。これにつきましては、障害者福祉費の負担金、 それから児童福祉費負担金といたしまして、子ども手当負担金では1,298万2,000円の減額がございます。そ れから、保険基盤安定負担金では国民健康保険の基盤安定負担金ですが、63万3,000円の追加と。相殺、差 し引きいたしますと、ただいま申し上げました1,367万5,000円の減額でございます。

なお、次の2項国庫補助金でございますが、以下大部分が事業費の確定による追加または減額でございますので、目ごとの説明は省略をさせていただきまして、項の合計に関してご説明を申し上げます。まず、2項の国庫補助金につきましては、1目民生費国庫補助金、3目土木費国庫補助金、続きまして、13ページへまいりまして、教育費国庫補助金、この3つの目合計が1,007万6,000円の追加でございます。このうち申し添えさせていただきますが、4目の教育費国庫補助金に関しましては、説明欄にありますとおり、住民生活に光をそそぐ交付金、これの第2次配分といたしまして824万9,000円が追加をされるところでございます。これにつきましては、歳出におきまして知の地域づくり費のほうに充当をするものでございます。

次に、3項の国庫委託金でございますが、2目民生費国庫委託金、3目農林水産業費国庫委託金、4目の 土木費国庫委託金、この3つの目合計が、一番下の計のところございますけれども、339万4,000円の減額で ございます。いずれも事業費の確定によるものでございます。

では、14ページをお願いいたします。14ページからは、15款の県の支出金でございますけれども、こちらにつきましても国庫支出金と同様事業費の確定による追加または減額が主な内容でございますので、合計部分についてのみご説明をさせていただきたいと思います。

まず、1項の県負担金でございますが、これにつきましては民生費県負担金だけでございまして、75万9,000円の追加でございます。

次に、2項の県補助金でございます。1目の総務費県補助金、2目の民生費県補助金、続きまして15ページへまいりまして、3目の衛生費県補助金、5目の農林水産業費県補助金、さらに16ページをお願いいたしたいと思いますが、8目の消防費県補助金、この5つの目の合計で597万6,000円の減額でございます。これもやはり事業費の確定等によるものでございます。

次に、3項の県委託金でございますが、1目の総務費県委託金、2目の土木費県委託金、これを合計いた

しまして29万2,000円の減額でございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。16款1項2目の利子及び配当金でございますが、95万7,000円の減額でございます。これにつきましては、説明欄をごらんになっていただきますとおり、基金の利子収入の減額でございまして、これは預金利率の下落によるものでございます。

次に、17款1項寄附金、1目一般寄附金でございますが、39万円の追加でございます。これについては、 ふるさと納税の寄附金の追加でございます。

次に、2目の指定寄附金でございますが、12万円の追加でございます。これにつきましては、やはりふる さと納税寄附金、それから指定寄附金、合わせまして12万円の追加でございまして、寄附金合計で51万円の 追加でございます。

次に、18ページをお願いいたします。18款1項1目の老人保健特別会計繰入金でございますが、1,989万6,000円の追加でございます。これにつきましては、老人保健特別会計の精算による増加ということでございます。

次に、2項の基金繰入金でございますが、まず1目の財政調整基金繰入金につきましては5,000万円の減額でございます。次に、2目の減債基金繰入金では1億4,893万9,000円の減額でございます。3目ふるさとづくり事業基金の繰入金につきましては143万3,000円の減額、4目の公共施設等整備維持基金繰入金につきましては1,160万円の減額ということで、各目ともすべて減額をするわけでございますが、この計が2億1,197万2,000円の減額でございます。

次に、19款1項繰越金、1目繰越金でございますが、今回補正が1,749万1,000円の追加でございます。これにつきましては、21年度決算におきます実質収支額5億8,936万8,213円と同額の措置でございます。

次に、19ページをお願いいたします。20款4項1目民生費受託事業収入でございますが、88万5,000円の 減額でございます。これにつきましては、後期高齢者医療広域連合受託事業収入の減額でございます。

次に、5項雑入、3目雑入でございますが、90万5,000円の減額でございます。これにつきましては、説明欄にありますとおりでありますが、一番大きな減額でございますと、コスモス団地形成事業のJA(農協)の負担金として152万9,000円の減額がございます。

次に、21款1項町債、1目の衛生債でございますが、680万円の減額でございます。

以上、歳入の合計といたしまして、既定額が64億2,625万1,000円に対しまして、今回1億1,464万1,000円の減額をいたすところでございまして、予算が差し引き63億1,161万円ということでございます。

では、20ページをお願いいたします。20ページからが歳出になるわけでございますが、まず各項目の説明に入る前に、今回の補正のうち人件費関係の補正について説明をさせていただきたいと思います。今回の人件費関係の補正につきましては、人事院勧告に準ずる改定等によるものでございますが、まず給料、期末勤勉手当、共済組合負担金、子ども手当等いわゆる人件費に係るすべてのものに補正が及んでおるところでございます。この補正の総額といたしますと1,118万円の額になるわけでございますが、内訳は正規職員に係る部分で1,008万円、臨時職員に係る部分では110万円が減額補正ということでございますので、あらかじめご了承いただきたいと思います。つきましては、以下人件費に係る部分につきましては説明を省略させていただきたいと思います。

それでは、21ページをごらんになっていただきたいと思います。2款1項2目文書費でございますが、35万

円の追加でございます。これにつきましては、複合機の使用料の追加でございます。

次に、6目企画費でございますが、807万9,000円の減額でございます。この内容といたしますと、説明欄にありますとおり、広域行政関係では東毛広域市町村圏振興整備組合負担金の74万7,000円の減額でございます。

それから、22ページへお進みいただきたいと思いますが、こちらの説明欄にございます総合計画策定事業で733万9,000円の減額をいたすものでございます。

続きまして、13目交通対策費でございますが、14万円の追加でございます。

次に、16目の基金費でございます。これにつきましては69万円の減額をいたすものでございます。

次に、23ページをお願いいたします。 2 項 1 目の税務総務費でございますが、47万9,000円の減額でございますけれども、人件費を除いた部分では町税収納管理業務で12万1,000円の追加でございます。

では、24ページをお願いいたします。4項選挙費、4目県議会議員選挙費でございますが、これにつきましては増減はございませんけれども、説明にありますとおり組み替えをいたすところでございます。

次に、5目の町議会議員選挙費でございます。27万5,000円の追加でございます。説明にありますとおり、 選挙公報関係の印刷製本費、あるいは配布交付金でございますけれども、これにつきましては午前中の審議 の結果、選挙公報にかかわる条例案が否決をされましたので、不用額として処置をさせていただきたいとい うふうに思いますので、ご了解をいただきたいと思います。

次に、25ページをお願いいたします。 5 項統計調査費の 2 目基幹統計調査費でございますが、13万5,000円の減額でございます。

続きまして、26ページを飛ばしまして、27ページをお願いいたします。3款1項社会福祉費、1目社会福祉務費でございますけれども、95万2,000円の追加でございます。これにつきましては、説明欄、3つ目の丸のところでございますが、社会福祉協議会運営補助金437万3,000円の減額がございます。その下の丸につきましては、逆に国民健康保険特別会計繰出金600万3,000円が追加をされるものでございます。

次に、2目の高齢者福祉費でございますが、350万2,000円の追加でございます。これにつきましては、高齢者福祉施設維持管理事業ということでございますが、老人福祉センターの修繕料で54万6,000円の追加がございます。それから、一番下の丸でございますが、地域介護・福祉空間整備事業といたしまして375万円の追加がございます。なお、この福祉空間整備事業につきましては、高齢者福祉費の補助金が同額で歳入として計上されておることを申し添えさせていただきます。

では、28ページをお願いいたします。3目障害者福祉費でございます。こちらにつきましては、8万6,000円の減額ということでございまして、説明欄を見ていただきますと幾つかの項目ございますが、これらを合わせてこの額での減額でございます。

次に、4目の福祉医療費でございますが、9万7,000円の追加でございます。これにつきましても、事業 費の確定による追加ということでございます。

次に、29ページをお願いいたします。5目の後期高齢者医療費でございますが、937万3,000円の減額でございます。これにつきましても、やはり事業料の確定による追加並びに減額が説明欄にあるとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。

次に、2項児童福祉費、1目の児童福祉総務費でございます。54万8,000円の追加でございますが、これ

につきましては大部分を占めますのが2つ目の丸、学童保育整備運営補助事業45万円の追加でございますが、 各学童クラブの運営費補助金の減額並びに追加によるものでございます。

では、30ページをお願いいたします。2目の児童措置費でございます。こちらにつきましては、2,119万2,000円の減額でございます。主に保育関係の予算の減額でございますけれども、これにつきましては措置児童数の確定による追加並びに減額、あるいは子ども手当に関しましては対象者数の減による減額でございます。

それでは、3目保育園費は省略をいたしまして、31ページへお進みいただきたいと思いますが、国民年金費も省略をさせていただきまして、4款1項2目の予防費でございます。こちらにつきましても40万8,000円の減額でございますが、これも各事業の事業料の確定によるものでございます。

続きまして、32ページをお願いいたします。3目の環境衛生費でございますけれども、22万5,000円の追加でございます。これにつきましては、説明欄にありますとおり、火葬費補助金の追加でございます。

次に、4目は省略をさせていただきまして、33ページでございます。2項清掃費、2目の塵芥処理費でございますが、103万1,000円の追加でございます。これの主な内容といたしますと、説明欄にありますとおり、 粗大ごみの処理事業で102万1,000円の追加でございます。

次に、3項の上水道費、1目上水道費でございますが、680万円の減額でございます。これについては、 水道事業会計の出資金の減額でございます。

続きまして、34ページをお願いいたします。6 款 1 項農業費、2 目農業総務費でございますが、94万5,000円の減額でございまして、人件費を除く部分を申し上げますと、農用地利用集積促進事業費で54万5,000円の減額でございます。

次に、3目の農業振興費でございますが、1,219万3,000円の減額でございます。これにつきましても、各事業費の確定による追加並びに減額でございますので、ご了解をいただきたいと思います。

次に、35ページでございますが、4目の畜産振興費では55万3,000円の減額でございます。こちらにつきましても、家畜の予防接種補助金等事業費の確定による減額でございます。

次に、5目の農地費でございますが、1,318万1,000円の減額でございます。この減額の主なものを申し上げますと、第1排水機場の運転経費確定による減額で178万1,000円、それから同じく邑楽東部第1排水機場維持管理で人件費関係でございますが、これが100万円の減額でございます。それから、簡易ほ場整備モデル事業で大荷場地区でございますが、1,060万円の減額が内容でございます。

では、36ページをお願いいたします。商工費は省略をいたしまして、37ページをお願いいたします。8款1項の土木管理費も省略をさせていただきまして、37ページ、8款2項道路橋梁費の2目道路維持費をご説明申し上げます。こちらでは600万円の追加でございます。内訳を申し上げますと、道路維持事業で420万円、道路台帳の補正事業で180万円を追加をするものでございます。

次に、3目の道路新設改良費でございますが、800万円の減額でございます。内訳は、説明欄にあるとおりでございますけれども、町単の道路整備事業で800万円を減額をするものでございます。

次に、38ページをお願いいたします。4項都市計画費、2目の公園費でございますが、270万円の減額でございます。この内容といたしますと、公園の維持管理事業で120万円の減額、それから西丘神社周辺整備事業で用地の購入費、それから物件の補償費合わせまして150万円の減額をいたすものでございます。

次に、5項住宅費、1目住宅管理費でございますが、319万円の減額でございます。これの主な内訳を申し上げますと、説明欄、一番下の行にございます木造住宅耐震改修補助金250万円の減額が主なものでございます。

次に、39ページをお願いいたします。 9 款 1 項消防費、 1 目常備消防費でございますが、356万2,000円の 減額でございます。これは、館林地区消防組合負担金の減額でございます。

次に、2目の非常備消防費でございますが、341万8,000円の減額でございます。これも同様、消防組合の 負担金の減額でございます。

3目の施設費につきましては、6万5,000円の減額でございます。

次に、4目の防災対策費でございますけれども、111万4,000円の減額でございます。防災対策事業で67万3,000円の減額、それから1都6県水防演習事業で44万1,000円の減額となっております。

では、40ページをお願いいたします。まず、1項の教育総務費につきましては省略をさせていただきまして、10款2項小学校費、1目学校管理費でございますが、295万円の減額でございます。これの主な内容といたしますと、小学校運営の中では保健用備品購入費の減額310万円が一番大きな内容でございます。

続きまして、41ページをお願いいたします。3項中学校費、1目学校管理費でございますが、756万円の減額でございます。これにつきまして主な内容を申し上げますと、3つ目の丸、中学校施設維持管理でございますが、浄化槽工事関係で180万円の減額でございます。これは工事費の確定によるものでございます。

次に、中学校屋内運動場耐震化対策事業で520万円の減額でございますが、これにつきましても屋内運動場の改築工事の設計業務委託料事業費の確定による減額でございます。

では、42ページをお願いいたします。4項社会教育費、5目中央公民館費でございますが、16万8,000円の追加でございます。これにつきましては、説明欄、一番上の丸のところでございますが、公民館の管理運営事業といたしまして31万4,000円を追加するものが主な内容でございますけれども、これにつきましては公民館ホール壁の修繕料として31万4,000円を追加をするものでございます。

では、6目、7目は省略をいたしまして、43ページをお願いいたします。12款1項公債費、2目の利子でございますけれども、547万5,000円の減額でございます。これにつきましては、長期債償還利子の確定による減額でございます。

次に、13款2項土地開発基金費、1目土地開発基金費でございますが、16万1,000円の減額でございます。 これにつきましても、預金利子の低下による利子収入の減少に伴う減額でございます。

では、44ページ、最後のページになりますが、そちらをお願いをいたしたいと思います。 3 項の開発公社 費、1 目開発公社費でございますが、505万円の減額でございます。 これにつきましては、土地開発公社へ の利子補助の減額でございます。

以上合わせまして、歳出の合計を申し上げますと、既定額64億2,625万1,000円のところ、今回1億1,464万1,000円の減額をいたしまして、63億1,161万円とするものでございます。

なお、45ページにつきましては、地方債の見込みに関する調書でございますので、これにつきましては後 ほどごらんになっていただきたいと思います。

以上説明をさせていただきましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、 説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。 ○議長(塩田俊一君) 説明が終わりました。 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 質疑を終結いたします。 これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 討論を終結いたします。 これより議案第13号について採決いたします。 原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長(塩田俊一君) 挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議案第14号 平成22年度板倉町老人保健特別会計補正予算(第1号)について

○議長(塩田俊一君) 日程第17、議案第14号 平成22年度板倉町老人保健特別会計補正予算(第1号)に ついてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) 議案第14号 平成22年度板倉町老人保健特別会計補正予算(第1号)についての提 案理由でございます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,987万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,091万8,000円とするものでございます。

歳入につきましては、支払基金交付金に6万1,000円を、繰越金に1,872万8,000円を、諸収入に109万6,000円をそれぞれ追加をし、国庫支出金から7,000円を、県支出金から1,000円を、繰入金から4,000円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、諸支出金に1,989万6,000円を追加し、総務費から3,000円を、医療諸費から2万円をそれぞれ減額をするものであります。

なお、細部については同じく担当課長から説明を申し上げます。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

〇議長(塩田俊一君) 北山健康介護課長。

[健康介護課長(北山俊光君)登壇]

○健康介護課長(北山俊光君) それでは、議案第14号 平成22年度板倉町老人保健特別会計補正予算(第 1号)についてご説明を申し上げます。

2ページから5ページにつきましては、先ほど町長のほうから提案理由のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

この老人保健特別会計は、今年度をもって終了となります。年度末、すなわち3月31日をもって老人保健

特別会計を精算しなければなりません。今回の補正につきましては、ほとんどがその精算のための補正でありますことをあらかじめ申し上げておきたいと存じます。

それでは、6ページをお願いいたします。まず、歳入でありますが、第1款支払基金交付金、第1項1目の医療費交付金6万1,000円の追加であります。これは、現年度の医療費交付金が見込まれないことによる減額補正でございます。過年度分の医療費交付金が確定したことによる追加補正を行うものでございます。

第2款国庫支出金、第1項1目の医療費負担金7,000円の減額でございます。第3款の県支出金、第1項1目の県負担金1,000円の減額。また、第4款繰入金、1項1目の一般会計繰入金4,000円の減額であります。これは、特別会計精算に向けての措置でございます。

7ページをお願いいたします。第5款繰越金、第1項1目の繰越金1,872万8,000円の追加であります。これは、前年度繰越金が確定したことによる追加補正でございます。

続いて、第6款諸収入、第2項1目預金利子5,000円の追加であります。これは、老人保健特別会計の預 金利子が確定したことによる追加補正でございます。

次に、第3項1目の第三者納付金及び2目の返納金108万6,000円及び5,000円の追加であります。これらも先ほど同様、特別会計の精算に向けての措置であります。

それでは、9ページをお願いいたします。歳出につきましてご説明を申し上げます。第1款総務費、第1項1目の一般管理費3,000円の減額です。また、第2款医療諸費、第1項1目の医療給付費2万円の減額につきましては、ともに特別会計の精算に向けての措置でございます。

10ページをお願いいたします。第3款諸支出金、第2項1目の一般会計繰出金1,989万6,000円の追加であります。これは、老人保健特別会計の保有している財産を清算するために一般会計へ繰り出すものとして追加補正をするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいた します。

○議長(塩田俊一君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 討論を終結いたします。

これより議案第14号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長(塩田俊一君) 挙手多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議案第15号 平成22年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)につ

いて

○議長(塩田俊一君) 日程第18、議案第15号 平成22年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

○町長(栗原 実君) 議案第15号 平成22年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について、その提案理由を申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ401万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,592万1,000円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金に163万3,000円を、繰越金に12万7,000円をそれぞれ追加し、後期高齢者医療保険料から577万9,000円を減額するものでございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療連合納付金から401万9,000円を減額するものでございます。

なお、細部については同じく担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきますよう お願い申し上げます。

〇議長(塩田俊一君) 北山健康介護課長。

[健康介護課長(北山俊光君)登壇]

〇健康介護課長(北山俊光君) 議案第15号 平成22年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) についてご説明を申し上げます。

2ページから5ページにつきましては、先ほどの町長の提案理由のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。まず、歳入でありますが、第1款後期高齢者医療保険料、第1項1目の後期高齢者医療保険料577万9,000円の減額であります。これは、保険料が当初見込みに至らなかったことにより減額補正をするものでございます。

次に、第3款でございます。繰入金、第1項1目の事務費繰入金163万3,000円の追加であります。これは、一般会計からの繰り入れを行います事務費等負担金252万5,000円の追加及び広域連合に支払います事務費等負担金が確定したことにより89万2,000円の減額により、それぞれ補正でございます。

続きまして、第5款繰越金、第1項1目の繰越金12万7,000円の追加であります。これは、前年度繰越金が確定したことによる追加補正でございます。

7ページをお願いいたします。歳出につきましてご説明を申し上げます。第2款後期高齢者医療連合納付金、第1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金401万9,000円の減額であります。これは、先ほど歳入の繰入金のところでご説明いたしましたが、広域連合の事務費等負担金89万2,000円の減額及び広域連合への保険料等負担金が確定したことによる312万7,000円の減額により、それぞれ補正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長(塩田俊一君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 質疑を終結いたします。 これより討論を行います。討論ありませんか。 [「なし」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 討論を終結いたします。 これより議案第15号について採決いたします。 原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長(塩田俊一君) 挙手全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議案第16号 平成22年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)につい

て

○議長(塩田俊一君) 日程第19、議案第16号 平成22年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第4号) についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

「町長(栗原 実君)登壇〕

〇町長(栗原 実君) 議案第16号であります。平成22年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第4号) ということでございます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,414万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億3,466万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、療養給付費等交付金に1,767万8,000円を、前期高齢者交付金に5,555万6,000円を、 県支出金に223万9,000円を、共同事業交付金に947万4,000円を、財産収入に1,000円を、繰入金に600万3,000円 を、繰越金に6,109万1,000円を、諸収入に344万2,000円をそれぞれ追加をし、国民健康保険税から9,105万 5,000円を、国庫支出金から8,857万2,000円をそれぞれ減額をするものでございます。

歳出につきましては、総務費に111万円を、保険給付費に7,815万円を、老人保健拠出金に4万6,000円を、基金積立金に2,000円を、諸収入に1万9,000円をそれぞれ追加をし、後期高齢者支援金等から7,765万4,000円を、介護納付金から1,183万2,000円を、共同事業拠出金から1,398万4,000円をそれぞれ減額をするものでございます。

なお、細部につきましては、同じく担当課長から説明を申し上げます。

〇議長(塩田俊一君) 北山健康介護課長。

[健康介護課長(北山俊光君)登壇]

〇健康介護課長(北山俊光君) それでは、議案第16号 平成22年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算 (第4号) についてご説明を申し上げます。

2ページから5ページにつきましては、先ほどの町長の提案理由のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。まず、歳入でありますが、第1款国民健康保険税、第1項1目の一般被保 険者国民健康保険税9,105万5,000円の減額であります。これは、加入者の低所得者化、そして高齢化、非正 規雇用者のリストラ等々の理由で国保の構造的問題から生じたものと思われます。

次に、第3款国庫支出金、第1項1目の療養給付費等負担金6,394万8,000円の減額であります。これは現 年度分、そして過年度分、それぞれ負担金が確定したことによる減額でございます。

続いて、2目の高額医療費共同事業負担金63万6,000円の減額であります。これは、高額医療費の共同事業拠出金が確定したことによる減額でございます。

7ページをお願いいたします。第3款国庫支出金、第2項1目の財政調整交付金2,427万円の減額でございます。これは、普通調整交付金及び特別調整交付金が確定したことによる減額でございます。

続いて、4目の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金28万2,000円の追加でございます。この事業は、昨年11月に政府案として提出され、今年の2月に決定をしたものでございます。このようなことから、今回新たに計上をさせていただいたものでございます。

次に、第4款療養給付費等交付金、第1項1目の療養給付費等交付金1,767万8,000円の追加であります。 これは、退職被保険者等療養給付費交付金が確定したことによる追加補正でございます。

第5款前期高齢者交付金、第1項1目前期高齢者交付金5,555万6,000円の追加であります。これは、社会保険診療報酬支払基金から交付されます前期高齢者交付金が確定したことによる追加補正でございます。

8ページをお願いいたします。第6款県支出金、第1項1目の高額医療費共同事業負担金63万6,000円の減額であります。これは、高額医療費共同事業拠出金が確定したことによる減額でございます。

次に、第2項1目財政健全化補助金10万5,000円の追加であります。これは、県補助金であります財政健全化補助金が確定したことによる追加補正でございます。

続いて、2目の県財政調整交付金277万円の追加であります。これは、療養給付費等調整交付金であります県国民健康保険調整交付金が確定したことによる追加補正でございます。

次に、第7款共同事業交付金、第1項1目の高額医療費共同事業交付金1,817万4,000円の追加であります。 これは、県国民健康保険連合会から交付されます高額医療費共同事業交付金が確定したことによる追加補正 でございます。

続いて、2目の保険財政共同安定化事業交付金870万円の減額であります。これは、県国保連から交付されます保険財政共同安定化事業交付金が確定したことによる補正でございます。

9ページをお願いいたします。第8款財産収入、第1項1目の利子及び配当金1,000円の追加であります。 これは、基金積み立ての預金利子の見込まれる追加補正でございます。

次に、第9款繰入金、第1項1目の一般会計繰入金600万3,000円の追加であります。保険基盤安定繰入金が確定したことによる保険税の軽減分371万7,000円の追加、保険者支援分として126万7,000円の追加であります。また、データ破損によるデータ復旧費、電算委託料不足などによる事務費等繰入金が82万8,000円の追加であります。さらに、財政安定化支援事業繰入金が確定したことによる17万8,000円の減額、福祉医療ペナルティ分が確定したことによる36万9,000円の追加でございます。

10ページをお願いいたします。第10款繰越金、第1項2目のその他繰越金6,109万1,000円の追加であります。これは、前年度繰り越しの精算額が確定したことによる追加補正でございます。

次に、第11款諸収入、第4項1目の一般被保険者第三者納付金344万2,000円の追加であります。これは、 交通事故などによる医療費の保険会社等から支払われるものでございます。ほぼ確定を見ましたので、追加 補正するものでございます。

それでは、歳出につきましてご説明を申し上げます。11ページをお願いいたします。第1款総務費、第1項1目の一般管理費111万円の追加であります。これは、主に高齢者医療制度円滑運営事業に係る高齢受給者証作成や電算委託料の不足を補うため追加補正するものでございます。

次に、第2款保険給付費、第1項1目の一般被保険者療養給付費6,427万9,000円の追加であります。これは、今まで実績から一般会計被保険者療養給付費負担金が不足することが見込まれますので、追加補正するものでございます。

12ページをお願いいたします。続いて、2目の退職被保険者等療養給付費475万円、3目の一般被保険者療養給付費78万4,000円、それぞれ追加であります。これも今までの実績から不足することが予測されますので、追加をお願いするものでございます。

13ページをお願いいたします。第2款保険給付費、第2項1目の一般被保険者高額療養費749万3,000円、2目の退職被保険者等高額療養費71万2,000円それぞれ追加であります。やはり今までの実績から不足が見込まれますので、追加補正をお願いするところであります。

3目一般被保険者高額介護合算療養費3万2,000円の追加であります。これは、療養費負担金が確定したことによる追加補正でございます。

14ページをお願いいたします。第2款保険給付費、第4項1目出産育児一時金10万円の追加であります。これは、過年度分の国庫支出金等に係る精算の返還金でございます。

次に、第3款後期高齢者支援金等、第1項1目後期高齢者支援金7,765万4,000円の減額であります。これは、社会保険診療報酬支払基金への後期高齢者支援金が確定したことによる減額補正でございます。

15ページをお願いいたします。第6款老人保健拠出金、第1項1目の老人保健医療費拠出金4万6,000円の追加であります。これは、過年度医療費交付金が超過となったため、返還金として追加補正をするものでございます。

次に、第7款介護納付金、第1項1目の介護納付金1,183万2,000円の減額であります。これは、社会保険 診療報酬支払基金への介護納付金が確定したことによる減額補正でございます。

16ページをお願いいたします。第8款共同事業拠出金、第1項1目の高額医療費拠出金254万3,000円、2目の保険財政共同安定化事業拠出金1,144万1,000円、それぞれ減額であります。これは、県国保連に拠出しますそれぞれの拠出金が確定したことによる減額補正でございます。

次に、第10款基金積立金、第1項1目の国民健康保険基金積立金2,000円の追加であります。これは、国 民健康保険基金の預金利子が発生することによる積み立てでございます。

17ページをお願いいたします。第12款諸支出金、第1項3目の一般被保険者償還金1万9,000円の追加であります。これは、国庫支出金である高齢者医療制度円滑化運営事業費補助金の精算返還金でございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長(塩田俊一君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

石山徳司君。

○5番(石山徳司君) 参考のためにちょっとお尋ね申し上げます。

14ページ、後期高齢者支援金ということで2億4,800万円既定額というのがありました。以前も大体2億5,000万ぐらい後期高齢者に支援金という形で支出しているのですけれども、どうして7,700万も減額措置になったのか、具体的にわかれば示していただきたいと思います。

○議長(塩田俊一君) 北山健康介護課長。

[健康介護課長(北山俊光君)登壇]

〇健康介護課長(北山俊光君) 具体的にというのはあれなのですが、いずれにしても社会保険の診療報酬 ということで、後期高齢者の支援金が確定したことというか、これは向こうから来るものなのですが、そん なことで確定したことによってうちのほうは……

[「支払いが減ったということですね」と言う人あり]

〇健康介護課長(北山俊光君) 現実的には、これは支援金だから、そうですね。

[「それとはまた違う」と言う人あり]

- **〇健康介護課長(北山俊光君)** ちょっと待ってください。医者代が減ったということでいいと思います。
- ○議長(塩田俊一君) ほかにありませんか。

青木秀夫君。

- ○7番(青木秀夫君) 7番の青木です。6ページの健康保険税、保険料の収入がこれ大分減っているのですけれども、これは4月というか、去年の今ごろ予定したものに比べてこれだけ狂ってしまったということなのですね。それで、23年度はこれをまたベースにして取り組んでいるわけですか。もっと減らしているとか、まだ見ていないのですけれども。
- ○議長(塩田俊一君) 長谷川戸籍税務課長。

[戸籍税務課長(長谷川健一君)登壇]

○戸籍税務課長(長谷川健一君) それでは、青木議員さんの質問にお答えさせていただきます。

国民健康保険税、税の課税制度は4方式で、所得割、資産割、均等割、平等割という形で課税させていただいている中で、この辺が昨年度その所得に応じて課税所得割を掛けて算出、資産割もありますけれども、主な原因はほとんど昨年度も町民税の減額で減額補正を大きくお願いしたところなんですけれども、その辺が大きく影響して、所得割に係る部分が減になってきているという形でご理解いただきたいと思います。

〇議長(塩田俊一君) 青木秀夫君。

○7番(青木秀夫君) そうしますと、国保税ではなくて町民税のほうも、この前も7%か8%減っているから、それに倣ってというか、今度国保税のほうも減ったと。国保の加入者の世帯が、さっきの軽減世帯が多いので、何か4割ぐらいが軽減世帯なのだよね。国保の加入者の軽減を受けている世帯が、加入者が二千五、六百あって、1,000近くあるのでしょう、軽減世帯が。今度なるのか、来年度から。来年度からなるのだ、さっきの話で。そういう人たちが特に影響を受けているのではなくて、もう全体が減っているということなのですね。国保の加入者の世帯だけは、これ見ると、そうか、相当減っているね。5億4,000万のが9,100万減っているのだから18%ぐらい。これは……

[「1割弱」と言う人あり]

- **〇7番(青木秀夫君)** 1割、1割弱ではないでしょう。こんなに減ってしまったということだ。 [「18%だ。間違った」と言う人あり]
- ○7番(青木秀夫君) 18%か。そういうことね、長谷川さん。
- 〇議長(塩田俊一君) 長谷川戸籍税務課長。

[戸籍稅務課長(長谷川健一君)登壇]

○戸籍税務課長(長谷川健一君) そうですね、今年の当初の所得割が大きく減ったという形でご理解をお願いしたいと思います。

それと、先ほどこれを踏まえてと、さっきその辺の回答がちょっとできなかったのですけれども、それについては当然去年の町民税の部分とリンクしていますので、それに合った形で平成23年度の当初予算については所得割の影響を緩和した形で保険税を算定していくという形でご理解いただきたいと思います。

○議長(塩田俊一君) ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 質疑を終結いたします。 これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 討論を終結いたします。 これより議案第16号について採決いたします。 原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長(塩田俊一君) 挙手全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

- **〇7番(青木秀夫君)** 今ね、野中さんが言ったの、ちょっといい。さっきの国保のあれ、6ページ、長谷川さん見て。6ページの国民保険税の。
- 〇議長(塩田俊一君) もう。
- **〇7番(青木秀夫君)** いや、違う、質問ではないよ。ちょっと指摘だよ、指摘。質問ではないよ。ちょっと見て、16ページの一番上、この数字が国保税のところの数字と、その計の数字が違っているのではないのということ。どっちが正しいのと、単にと思うけれども。

[「もう一回、わからない」と言う人あり]

○7番(青木秀夫君) 6ページの一番上、保険税の1款1項1目の数字が5億4,000万のというのが、計のところが5億7,200万と。補正後の数字も変わっている、上と下が違う。これは単なるミスなのだと思うけれども、どっちが本当なの。

[「そのまんまおろしてくるはずだでなあ」「ああ、2目がまざっているのか」「退職被保険者が」「ああ、それだ」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 長谷川戸籍税務課長。

「戸籍税務課長(長谷川健一君) 登壇]

○戸籍税務課長(長谷川健一君) 済みません。ここの金額は、1のところに出てくるのは既定額、補正額、

計とありますけれども、これが1目しかなければ、当然下の計がそういう形であるのですけれども、そこに目が2目なり3目あれば、ここの既定額、上の金額とこの計の額は当然違ってくるという形でご理解をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(塩田俊一君) では、そういうことでいいですね。

[「はい」と言う人あり]

○議案第17号 平成22年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第4号)について

○議長(塩田俊一君) 日程第20、議案第17号 平成22年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第4号)に ついてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) 議案第17号でございます。平成22年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第4号) についてということです。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ123万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億5,695万4,000円とするものでございます。

歳入につきましては、保険料から63万4,000円を、国庫支出金から35万8,000円を、支払基金交付金から43万円を、県支出金から17万7,000円をそれぞれ減額をし、繰入金に36万3,000円を追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費に19万8,000円を追加し、保険給付費から143万4,000円を減額するものでございます。

なお、細部については、同じく担当課長からご説明を申し上げます。

○議長(塩田俊一君) 北山健康介護課長。

[健康介護課長(北山俊光君)登壇]

○健康介護課長(北山俊光君) それでは、議案第17号 平成22年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第4号)にいてご説明申し上げます。

2ページから5ページにつきましては、先ほど町長のほうから提案理由としてありますので、省略をさせていただきます。

6ページ、7ページをお願いいたします。歳入であります。今回の補正でありますが、保険給付費等の減額に伴う国あるいは支払基金、県の負担金をそれぞれ負担割合に応じまして減額補正をするものでございます。

8ページをお願いいたします。基金繰入金の増額ですが、保険料の減収に伴う減額分についての基金からの繰入金であります。

続きまして、歳出の関係ですが、9ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費の45万8,000円の追加でございます。データシステムの修繕のための追加であります。

1 款 3 項 2 目認定審査会共同設置負担金として26万円の減額です。 1 市 5 町で設置しております認定審査会の負担金の減額によるものです。

10ページをお願いいたします。10ページ以降の2款保険給付費につきましては、それぞれ給付費の確定見

込みに伴うものでありまして、合計で143万4,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長(塩田俊一君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 討論を終結いたします。

これより議案第17号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長(塩田俊一君) 挙手全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議案第18号 平成22年度板倉町水道事業会計補正予算(第2号)について

○議長(塩田俊一君) 日程第21、議案第18号 平成22年度板倉町水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) 議案第18号 平成22年度板倉町水道事業会計補正予算(第2号)についてということでございます。

本補正につきましては、一般会計出資金に関するものでございます。補正予算の内容でございますが、平成22年度管路耐震化事業費の変更に伴い、資本的収入の第5項出資金、既決予定額1,180万円から補正予定額680万円を減額し、資本的収入の合計を1億4,710万1,000円とするものでございます。

なお、細部については担当課長からご説明を申し上げます。

○議長(塩田俊一君) 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長(鈴木 渡君)登壇]

○環境水道課長(鈴木 渡君) それでは、議案第18号 平成22年度板倉町水道事業会計補正予算(第2号) についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、先ほど町長のほうからありましたとおり、一般会計からの出資金の収入の減額をするものでございます。

具体的には、14ページを見ていただきたいと思います。この中にありますとおり、平成22年度板倉町水道 事業会計補正予算(第2号)の予算明細書ということで、今回の補正につきましては22年度の管路の耐震化 事業費の変更に伴ったものでございまして、資本的収入の1目の出資金1,180万円から680万円を減額するも のでございます。 以上、簡単でございますが、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(塩田俊一君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 討論を終結いたします。

これより議案第18号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長(塩田俊一君) 挙手全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議案第19号 平成23年度板倉町一般会計予算について

議案第20号 平成23年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第21号 平成23年度板倉町国民健康保険特別会計予算について

議案第22号 平成23年度板倉町介護保険特別会計予算について

議案第23号 平成23年度板倉町下水道事業特別会計予算について

議案第24号 平成23年度板倉町水道事業会計予算について

○議長(塩田俊一君) 日程第22、議案第19号から日程第27、議案第24号までの6件は、平成23年度各会計の予算であり、関連がありますので、一括議題として、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) 議案第19号から同じく24号までの平成23年度各会計の当初予算につきまして、一括 してご説明を申し上げ、その後担当課長から簡略に、また各委員会でも慎重にご議論もいただくと思います ので、簡略化して説明をさせたいと思っております。

初めに、議案第19号 平成23年度板倉町一般会計予算についてをご説明申し上げます。

本案は、平成23年度板倉町一般会計予算の当初予算でありますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億1,100万円と定めました。これは、前年度対比2億8,400万、5.4%の増となっております。

まず、歳入につきましては、その主たるものについて金額と構成比について申し上げたいと思います。

町税17億3,342万1,000円、構成比31.5%、地方譲与税9,300万円、同じく1.7%、利子割交付金400万円、0.1%、配当割交付金100万円、特別これはパーセンテージに入れません。株式等譲渡所得割交付金50万円、地方消費税交付金1億2,000万円、構成比2.2%、ゴルフ場利用税交付金1,300万円、構成比率は0.2%、自動車取得税交付金2,200万円、0.4%、地方特例交付金2,500万円、0.5%、地方交付税13億6,000万円、構成比24.7%、交通安全対策特別交付金220万円、分担金及び負担金6,059万4,000円は構成比1.1%、使用料及び手

数料5,657万9,000円、構成比1%、国庫支出金4億9,606万9,000円、構成比9%、県支出金3億4,317万6,000円、構成比6.2%、財産収入290万6,000円、寄附金4,000円、繰入金5億2,300万4,000円、構成比9.5%、繰越金4,000万円、構成比0.7%、諸収入4,794万7,000円、構成比0.9%、そして町債5億6,660万円で構成比10.3%であります。

次に、歳出について申し上げますが、まず目的別の金額と構成比について申し上げたいと思います。

議会費 1 億898万9,000円で構成比 2 %、総務費 6 億5,731万2,000円で11.9%、民生費16億3,243万4,000円で構成比29.6%、衛生費 5 億2,262万2,000円で構成比9.5%、労働費5,552万6,000円、構成比 1 %、農林水産業費 3 億8,761万7,000円、構成比 7 %、商工費7,260万4,000円、構成比1.3%、土木費 5 億2,683万3,000円、構成比9.6%、消防費 2 億7,118万6,000円で構成比4.9%、教育費 6 億3,873万9,000円で構成比11.6%、災害復旧費1,000円ということです。公債費 6 億3,212万2,000円で構成比11.5%、諸支出金 1 万5,000円、予備費500万円、構成比0.1%であります。

さらに、性質別に大別をして申し上げますと、義務的経費のうち人件費は12億1,648万5,000円で、22.1%が人件費に相当いたします。そのほかの義務的経費が13億2,897万7,000円で24.1%であり、合わせて25億4,546万2,000円で46.2%であります。また、投資的経費は6億3,113万2,000円で11.4%であり、その他の経費が23億3,440万6,000円、42.4%となっております。

一方、自主財源比率は44.7%、依存財源比率が55.3%の構成比率となっております。

以上、平成23年度一般会計予算につきましてご説明申し上げましたが、細部については担当課長よりご説明を申し上げます。

参考に、義務的経費については人件費、扶助費、公債費などを指しますし、自主財源比率については地方公共団体が自主的に投入し得る財源を一般的に指しております。具体的には、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金収入、繰入金、繰越金、諸収入等でございます。

それでは、続いて議案第20号 平成23年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,149万5,000円と定めるものでございまして、 前年度対比9.1%の増額となっております。

なお、増額の主な理由につきましては、広域連合への納付金及び予備費の増額によるものでございます。 歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料7,885万8,000円、繰入金4,248万円でございます。

次に、歳出の主なものにつきましては、総務費457万6,000円、後期高齢者医療連合納付金1億1,367万1,000円、予備費309万6,000円でございます。

以上、平成23年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げました。これについても、 後ほど担当課長から申し上げます。

続いて、議案第21号 平成23年度板倉町国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億2,938万4,000円と定めるものでございまして、 前年度対比4.8%の増額となっております。なお、増額の主な理由につきましては、保険給付費、共同事業 拠出金等の増額によるものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税5億3,080万5,000円、国庫支出金5億3,451万5,000円、

前期高齢者交付金 3 億6,000万円、共同事業交付金 2 億2,981万4,000円、繰入金 1 億8,878万5,000円でございます。

次に、歳出の主なものにつきましては、保険給付費13億1,188万3,000円、後期高齢者支援金等2億4,813万4,000円、介護納付金1億3,500万円、共同事業拠出金2億5,564万9,000円でございます。

以上、平成23年度国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げましたが、細部については同じく 後ほど申し上げます。

板倉町介護保険については議案第22号ということで取り上げてございますが、ご説明を同じく申し上げます。

平成23年度の予算編成に当たりましては、今後団塊の世代が高齢期に達することから、要介護者や要支援者、さらには将来介護を必要とする状態になる可能性の高い高齢者の増加が見込まれております。このような現状を踏まえまして、給付費の適正かつ効率的な運用を念頭に予算編成をしたところであります。

平成23年度の予算につきましては、歳入歳出予算の総額を10億5, 169万4, 000円と定めるものでございます。 歳入の主なものにつきましては、まず保険料が1億5, 136万円、国庫支出金が2億3, 096万8, 000円、支払 基金交付金2億9, 670万4, 000円、県支出金1億4, 673万5, 000円、繰入金2億2, 581万2, 000円でございます。

次に、歳出の主なものにつきましては、総務費4,206万4,000円、保険給付費9億7,127万円、地域支援事業3,734万7,000円でございます。歳出の92.3%は保険給付費が占めておる状況でございます。

以上、23年度介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げました。これも後ほど担当課長から申し上げます。

次に、同じく議案第23号の平成23年度板倉町下水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本町の下水道事業は、平成10年3月31日より汚水処理を開始し、現在板倉ニュータウン区域のうち、約103へクタールを供用開始をいたしております。これもひとえに関係皆様のご指導とご協力のたまものと深く感謝を申し上げるところであります。平成23年度におきましても引き続き快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を目指し、事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

平成23年度における主な事業といたしましては、水質浄化センターの運転・管理等に係る経費を計上しております。平成23年度の予算につきましては、総額1億8,869万8,000円と定め、歳入につきましては使用料及び手数料3,900万3,000円、他会計繰入金1億4,968万9,000円を見込み計上いたしました。他会計とは、これは一般会計のことであります。なお、23年度につきましても、補助対象事業の予定はございませんので、国庫補助金、県補助金及び町債につきましては、それぞれ存目1,000円ずつ、繰越金、預金利子、雑入につきましても、それぞれ1,000円を計上いたしております。

次に、歳出につきましてですが、下水道総務費2,762万9,000円、下水道建設費3,000円、管渠維持費61万7,000円、水質浄化センター費4,584万1,000円、公債費1億1,450万8,000円、予備費10万円を計上しております。

以上、平成23年度板倉町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げました。これも後ほど担当課長から説明を申し上げます。

次に、議案第24号 平成23年度板倉町水道事業会計予算についてをご説明申し上げます。

本町の水道事業は、施設の老朽化が進み、深刻な状況にずっと直面をし続けているところであります。こ

のことから、平成23年度予算でございますが、町民の皆様にとって安心・安全な水を安定供給をするために、 老朽化した各浄水場の維持管理に重点を置きつつ、残存する石綿セメント管、石綿管と申し上げております が、の布設がえ工事及び漏水対策を継続する予算編成であります。

予算の概要といたしましては、まず収益的収入でございますが、給水収益を含む営業収益を3億2,946万2,000円、その他の収益を50万9,000円とし、事業収益の総額を3億2,997万1,000円といたしました。

収益的支出につきましては、県水道の受水費、施設維持管理費、人件費、現金の支出を伴わない減価償却 費等を含む営業費用を2億9,699万2,000円、企業債利息、消費税等を含むその他の費用等を2,816万4,000円 とし、事業費用の総額を3億2,515万6,000円といたしました。

また、資本的収入につきましては、企業債4,740万円、国庫補助金750万円、負担金480万円、出資金2,600万円で、総額6,230万1,000円の収入を見込み、資本的支出につきましては配水管布設費、浄水場整備費等の建設改良費に1億2,565万円、企業債償還金3,970万7,000円、一般会計出資債償還負担金128万8,000円で、総額1億6,664万5,000円の支出を見込んだところでございます。なお、資本的収入が支出額に対する不足額1億434万4,000円は、内部留保資金で補てんするものでございます。

以上、議案第19号から第24号までを一括してご説明申し上げましたが、担当課長から細部については申し上げますので、よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長(塩田俊一君) 町長からの提案理由の説明が終わったわけですけれども、各項目についての説明は ちょっと長くなるので、ここで暫時休憩いたしまして、2時45分から再開いたします。

休憩 (午後 2時33分)

再 開 (午後 2時45分)

○議長(塩田俊一君) 再開いたします。

中里企画財政課長。

[企画財政課長(中里重義君)登壇]

〇企画財政課長(中里重義君) それでは、議案第19号 平成23年度板倉町一般会計予算につきまして、細部の説明をさせていただきます。時間の都合もありますので、多少省かせていただいて説明をさせていただきたいと思います。

まず、1ページをごらんになっていただきたいと思います。平成23年度板倉町一般会計予算は、次に定めるところによるということでございまして、歳入歳出予算につきましては、第1条にございますとおり、55億1,100万円と定めるものでございます。

第2条では、債務負担行為についてを定めておりますが、これにつきましては別途第2表にてご説明をさせていただきたいと思います。

次に、地方債でございますが、第3条でやはり定めておりまして、第3表で説明をさせていただきます。 次に、一時借入金でございますが、第4条では一時借入金の最高額は5億円と定めるところでございます。 なお、第5条の歳出予算の流用については省略をさせていただきます。

それでは、2ページから5ページを省略をさせていただきまして、6ページをお願いいたします。第2表、 債務負担行為でございますが、こちらにありますとおり債務負担行為に係る事項につきましては3件でござ いますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、7ページの第3表、地方債でございます。地方債、起債目的につきましては6目的でございまして、 それぞれの事項はここに記載されているとおりでございますが、起債総額は5億6,660万円を予定をいたし ているところでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。12ページからが歳入の事項別の明細でございますが、こちらから説明を進めさせていただきます。

まず、1 款 1 項町民税、1 目個人でございますが、本年度 5 億4,668万7,000円でございまして、前年比では 1 億3,356万4,000円の減ということでございます。

次に、2目の法人でございますが、1億639万8,000円でございまして、これにつきましては82万円の減ということでございます。合計申し上げますと、6億5,308万5,000円でございまして、前年比較しますと1億3,438万4,000円の減というような見込みでございます。

次に、2項の固定資産税でございますが、1目の固定資産税では9億1,383万1,000円でございます。前年 比較しますと5,720万8,000円の増という見込みでございます。

2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金でございますが、7,127万4,000円、前年比で202万9,000円の減ということでございまして、固定資産税合計 9 億8,510万5,000円でありまして、前年比では5,517万9,000円の増ということでございます。

では次、14ページをお願いいたします。 3 項の軽自動車税でございますが、1 目の軽自動車税3,484万7,000円でございまして、前年比では241万6,000円の増加を見込んでございます。

次に、4項の町たばこ税、1目町たばこ税でございますが、6,038万4,000円でございます。前年比較92万6,000円の減を見込んだところでございます。

次に、2款1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税でございますが、2,500万円でございまして、 前年同額を見込んだところでございます。

次に、2項の自動車重量譲与税でございますが、こちらにつきましては6,800万円を見込んでおりまして、 前年比では200万円の減でございます。

では、16ページをお願いいたします。3款、4款、5款は省略いたしまして、6款地方消費税交付金、1項1目の地方消費税交付金でございますが、こちらにつきましては1億2,000万円を見込んだところでございまして、前年対比1,000万円の増ということでございます。

では、18ページをお願いいたします。7款ゴルフ場利用税交付金、1項1目のゴルフ場利用税交付金でございますが、1,300万円を見込んだところでございまして、前年比では200万円の減ということでございます。

次に、8款自動車取得税交付金、1項1目自動車取得税交付金でございますが、2,200万円を見込みまして、前年比では500万円の減というような内容でございます。

次に、9 款地方特例交付金、1 項1 目地方特例交付金でございますが、2,500万円を見込みました。これにつきましても前年同額でございます。

次に、10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税でございますが、こちら13億6,000万円を見込んだところでございます。前年比較では1,000万円の増ということでございます。

次に、20ページをお願いいたします。11款省略いたしまして、12款分担金及び負担金、1項負担金、1目

民生費負担金5,947万5,000円を見込んでございます。前年比では104万2,000円の増でございます。これにつきましては、保育園の利用者負担金が主な歳入でございます。

次に、2目、3目は省略をさせていただきます。

では、22ページをお願いいたします。13款の1項使用料でございますが、こちらにつきましては1目の総務使用料では2,139万5,000円を見込んだところでございます。これにつきましては、前年比では14万8,000円の減ということでございますが、この主な内容としますと、町営駐車場の使用料の収入でございます。なお、2目、3目、4目につきましては説明を省略させていただきますが、この使用料合計では2,724万8,000円を見込みました。前年比では4万8,000円の増ということでございます。

では、24ページをお願いいたします。2項の手数料でございますが、こちらにつきましては1目総務手数料、2目の衛生手数料、3目農林水産業手数料、合計をいたしまして2,933万1,000円を見込んでおります。 前年比較では331万円ばかり減というような状況でございます。

次に、26ページをお願いいたします。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目の民生費国庫負担金でございますが、3億9,868万1,000円を見込んだところでございます。前年比較では6,051万4,000円の増ということでございますが、この中3節の児童福祉費負担金でございますけれども、ここに子ども手当負担金といたしまして3億511万5,000円が計上されておりますが、この点につきましては町村会申し合わせによりまして、子ども手当の全額国庫負担をあるものとしての予算計上ということでございますので、その点はご承知おきをいただきたいと思います。

次に、28ページをお願いいたします。2項の国庫補助金でございます。1目、2目は省略をいたしまして、3目の土木費国庫補助金でございますが、4,332万円を見込んでおります。前年比較4,226万1,000円の増ということでございます。この主な内容としますと、2節の道路橋梁費補助金で3,950万円を見込んだところでございますが、これにつきましては八間樋関係でございまして、社会資本整備総合交付金を見込んでおるところでございます。

次に、4目の教育費国庫補助金でございますが、2,806万7,000円を見込んでございます。これも前年に比較しますと2,294万4,000円の増ということでございますが、この主な内容といたしますと、説明欄を見ていただきますと一番上の行、安全・安心な学校づくり交付金といたしまして2,499万7,000円を見込んでおりますが、この点につきましては板中の屋内運動場耐震及び大規模改造事業への国庫の交付金を見込んだところでございます。

次に、30ページをお願いいたします。 3 項の国庫委託金でございます。 1 目総務費国庫委託金、2 目民生 費国庫委託金、3 目土木費国庫委託金、この 3 つの目合計いたしまして622万5,000円を見込んでございます。 前年比較では764万9,000円の減というようなことでございます。

次に、15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金でございますが、9,694万6,000円を見込んだと ころでございます。前年比較しますと1,862万2,000円の増でございます。

では、32ページをお願いいたします。 2項の県補助金でございますが、1目総務費県補助金は省略をしまして、2目民生費県補助金でございますけれども、8,915万5,000円を見込んでございます。 これにつきましては、前年比373万7,000円の増ということでございますが、この内訳、一番大きなものといたしますと、5節の福祉医療費補助金で5,599万7,000円を見込ませていただいてございます。

次に、3目の衛生費県補助金でございます。2,280万2,000円で、前年比では1,503万1,000円の増ということでございますが、こちらにつきましては、1節の保健衛生費補助金のうち子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金で1,438万5,000円を見込んだところでございます。

では、34ページをお願いいたします。4目の労働費県補助金でございますけれども、5,527万6,000円、前年比では11万9,000円の減でございます。これにつきましては、緊急雇用創出事業補助金でございます。

次に、5目の農林水産業費県補助金でございますけれども、2,184万6,000円でございまして、前年比較362万2,000円の減と。この主なものを申し上げますと、3節の農地費補助金では小規模土地改良事業で600万円、それから用水施設補修事業の補助金で200万円、これが主なものでございます。6目、7目を省略をさせていただきますけれども、県補助金の合計といたしますと1億9,430万円でございまして、前年比1,851万3,000円の増ということでございます。

次に、36ページをお願いいたします。 3 項の県委託金でございます。 1 目総務費県委託金でございますけれども、3,634万9,000円、前年に比較しますと285万8,000円の減ということでございます。 この主な内容を申し上げますと、5 節の選挙費委託金でございますけれども、県議会議員選挙委託金で500万円、県知事選挙委託金で785万円がこの主なものになってございます。

次に、2目の農林水産業費委託金でございます。911万円でございまして、これは23年度が新規、初回ということでございます。この内容につきましては、説明欄にありますとおり、邑楽東部第1排水機場管理費の委託金でございます。

次に、3目の土木費県委託金でございますが、644万5,000円で、前年比では121万7,000円の増ということでございます。4目の消防費県委託金については省略させていただきますが、県委託金合計が5,193万円、前年比746万9,000円の増ということでございます。

では、42ページまでお進みをいただきたいと思います。18款繰入金、2項基金繰入金でございます。まず、1目財政調整基金繰入金でございますが、1億円でございまして、前年比5,000万円の増でございます。

2目の減債基金につきましては、3億5,911万3,000円でありまして、前年比8,373万4,000円の増でございます。

次に、3目のふるさとづくり事業基金の繰入金でございますが、こちらにつきましては243万1,000円ということでございまして、前年比では110万2,000円の減でございます。

次に、4目の公共施設等整備維持基金の繰入金でございますが、5,900万円を予定をいたしたところでございまして、前年比では1,300万円の減ということでございまして、基金繰入金の合計は5億2,054万4,000円、前年と比較いたしますと1億1,963万2,000円の増加というようなことでございます。

では、46ページをお願いいたします。20款諸収入、5項雑入、3目の雑入でございますが、4,243万4,000円でございまして、前年比では208万3,000円の減と。この主なものでは、板倉ゴルフ場の賃借料として2,088万1,000円を見込んだところでございます。

では次、48ページをお願いいたします。20款は省略をさせていただきまして、21款町債、1項町債、1目 衛生債が260万円、前年比では2, 460万円の減。

2目の農林水産業債でございますが、1億7,400万円でありまして、前年比では1億4,550万円の増ということでございます。

次に、3目の土木債でございますが、3,190万円を見込んでおります。

次に、4目教育債では4,810万円でございます。

次の5目臨時財政対策債でありますが、23年度は3億1,000万円を予定をいたしております。これにつきましては、国の地方財政計画を踏まえた予定ということでの予算計上でございます。そういうことで、町債の合計が5億5,660万円ということでございまして、前年比では1億90万円の増ということでございます。

以上、歳入の合計が55億1,100万円でございまして、前年に比較いたしますと2億8,400万円の増ということでございます。

続きまして、50ページをお願いいたします。ここからが歳出になるわけでございますが、主には項目に従って右側の説明欄を中心に説明をさせていただきたいと思います。また、極力主要な部分ということで、新規事業または主要な事業に限って説明をさせていただきたいと思います。

まず、51ページでございますけれども、上から4つ目の丸、議会運営事業がございますが、この中、議員 共済会負担金3,292万円でございます。これにつきましては、地方議会議員の年金制度廃止に伴う給付費の 負担が発生するということでございまして、前年に比較しますと2,660万円ばかりの増加になっております。

では、66ページ、67ページまでお進みをいただきたいと思います。 2 款総務費、1 項総務管理費の6 目企 画費でございますが、上から2つ目の丸でございます広域行政事業、これにつきましては東毛広域市町村圏 振興整備組合負担金でございますが、310万4,000円でございます。前年比較では166万1,000円ばかり減とい うことでございますが、これにつきましてはご承知のとおり東毛広域圏が運営する施設が林間学校だけにな ったということがございます。それに伴いまして、組合議会議員の削減あるいは事務職員の削減によります 負担金の減ということでございます。

次に、下から2つ目の丸でございますが、合併対策事業でございます。これにつきましては47万円を計上いたしたところでございます。前年比較では51万円の減ということでございますが、22年度におきましてはアンケート調査等も実施をいたしてございますので、23年度についてはできれば講演会等が催せればというようなことでの予算どおりでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

では次、68、69ページをお願いいたします。同じく企画費のうち、一番上の丸でございますが、総合計画の策定事業といたしまして648万円を計上いたしたところでございます。この点につきましては、地方自治法の改正法案が現在衆議院の委員会で審議中でございますが、この改正法案が成立しますと、いわゆるこれまで義務づけされていたものが撤廃をされるということもございますので、今後法案の審議の動向、成立の状況を注視しながら、実際の計画策定にかかっていきたいということでございますので、最大限かかると見込まれた金額ということで計上させていただきました。これにつきましては、極力少額で済むような取り組みをしてまいるということで考えております。

次に、76ページ、77ページまでお進みをいただきたいと思います。14目の環境保全費でございますが、この環境保全費の説明欄、一番下の丸でございます。地球温暖化対策事業といたしまして215万円を計上いたしてございます。これは22年度に引き続きの事業化ということでございます。

次に、82、83ページをお願いいたします。2項の徴税費、1目税務総務費でございますが、一番上の丸でございます。課税客体管理業務ということで946万2,000円を計上いたしております。これにつきましては、前年比較では339万円ばかり増加をいたしてございます。

次に、88、89ページをお願いいたします。4項選挙費、3目県知事選挙費でございますが、これは新規、4年に1回ということでございますけれども、788万7,000円を計上いたしてございます。なお、県の支出金は785万円ということでございます。

次に、90、91ページをお願いいたします。4目の県議会議員選挙でございますが、県議会議員選挙費として505万4,000円を計上いたしてございます。これにつきましては、県の支出金が500万円でございます。一般財源の充当は5万4,000円というような内容でございます。

次に、5目の町議会議員選挙でございますが、こちらにつきましては317万5,000円を計上させていただいてございます。これにつきましては、全額一般財源を充当するものでございます。

では、100、101ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目の社会福祉総務費でございます。上から4つ目の丸でございますが、民間社会福祉活動事業2,297万6,000円、これはまさに社会福祉協議会の運営補助金でございますけれども、前年比では180万2,000円の増加ということでございます。

次に、一番下の丸でございますが、国民健康保険特別会計繰出金でありますけれども、1億8,878万4,000円を計上いたしまして、前年から比較しますと2,070万円強の減額ということになっております。

次に、2目の高齢者福祉費でございます。上から3つ目の丸でございますが、社会参加促進・生きがい活動推進事業、これ老人福祉センターの管理運営とか老人クラブ等の活動推進の関係でございますけれども、総額で3,767万4,000円を計上いたしております。前年に比較しますと65万円ばかりの減額ということでございます。

次に、104、105ページをお願いいたします。 2 目高齢者福祉費でございますけれども、下の丸、介護保険特別会計繰出金でございます。 1 億7,964万3,000円でございます。前年に比較しますと86万円ばかりの減額ということです。

次が、3目の障害者福祉費でございますけれども、説明欄、一番下の丸でございます。障害児(者)自立支援事業といたしまして4,704万2,000円を計上いたしてございます。前年に比較しますと280万円ばかりの減額でございます。

では、106、107ページをお願いいたします。同じく障害者福祉費でございますけれども、説明欄、下から2つ目の丸のところ、介護給付訓練等給付費でございます。これにつきましては、1億2,171万5,000円を計上いたしてございまして、前年比較しますと1,920万円余の増加ということでございます。

では、次ページ、108、109ページをお願いいたします。 5 目の後期高齢者医療事業費でございますが、後期高齢者医療事業費といたしましては 1 億5,615万9,000円を計上いたしたところございます。前年に比較しますと1,580万円ばかりの増加ということでございます。

次に、110、111ページをお願いいたします。2項の児童福祉費、1目の児童福祉総務費でございますが、 下から3つ目の丸、学童保育整備運営補助事業でございます。1,059万7,000円を計上いたしました。各学童 クラブへの補助金等でございます。前年に比較しますと46万円ばかりの増加ということでございます。

では、112、113ページをお願いいたします。同じく児童福祉総務費でございますが、地域子育て創生事業340万円でございます。この中では、見ていただくとおり児童福祉施設の防犯環境整備事業、小学校の防犯環境整備事業、中学校の防犯整備事業ということでございますが、各施設に防犯カメラの設置を計画いたしてございます。この防犯カメラの設置につきましては、まさに新規の事業ということでございますので、ご

理解のほどを賜りたいと思います。

次に、2目の児童措置費でございますが、上から2つ目の丸、民間保育所保育委託事業でございますけれども、8,631万円を計上いたしてございます。前年比では1,088万円ばかりの増加ということでございます。 それから、一番下の丸でございますが、子ども手当支給事業、まさにこれは子ども手当費でございまして、

歳入でも同額を計上してございましたが、3億511万5,000円を計上いたしたところでございます。

次に、118、119ページをお願いいたします。4目の児童福祉施設費でございます。こちらにつきましては、児童館の関係、町長の施政方針の中でも申し上げましたとおり、児童館の4月から開設をするということに伴います予算措置をいたしたところでございまして、上から2つ目の丸が児童館運営事業ということで、いわゆる事務費とか運営委員の報酬等でございますが、これが161万1,000円。次の丸のところが児童館運営事業で、臨時職員経費といたしまして431万6,000円を計上いたしてございます。そのほか光熱水費、電話料等合わせますと、この児童館運営のための新規の予算計上が742万2,000円ということでございますので、この点についてもご理解を賜りたいと思います。

では、124、125ページをお願いいたします。 4款衛生費、1項保健衛生費の1目保健衛生総務費でございますが、一番下の丸でございます。救急医療・夜間診療・休日診療体制の充実ということでございますが、これにつきましては邑楽館林医療事務組合の負担金が主なものでございますけれども、この事業での総額では7,709万5,000円を計上させていただいたところでございます。前年に比較いたしますと1,475万円ばかりの増加ということでございます。

次に、2目の予防費でございますけれども、上から2つ目の丸のところ、妊婦・乳幼児の健診事業で1,229万1,000円を計上いたしてございます。これにつきましては、前年比77万円ばかりの増加でございます。

126、127ページをお願いいたします。上から4つ目の丸でございますが、がん検診事業では2,287万7,000円を計上いたしました。前年に比較しますと362万5,000円の増加でございます。

それから、一番下の丸でございますが、子宮頸がん等ワクチンの接種事業では3,195万1,000円を計上いた してございます。これにつきましては、子宮頸がんのほかにヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチンの接種の 関係も盛り込んだものでございます。

では、128、129ページをお願いいたします。同じく予防費の中でございますが、下から2つ目の丸でございますが、特定不妊治療費の助成事業といたしまして30万円を計上いたしてございます。これにつきましては、23年度からの新規事業ということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

では、130、131ページをお願いいたします。 3目の環境衛生費でございますが、上から2つ目の丸でございます。合併処理浄化槽設置費補助事業といたしまして1,548万1,000円を計上いたしてございます。これにつきましては、前年比較しますと270万円弱の減額ということでございます。

では、132、133ページをお願いいたします。 2 項の清掃費、 2 目のじんかい処理費でございますが、資源 化センター管理運営事業といたしまして5,920万7,000円を計上いたしました。前年に比較しますと257万円 ばかりの減額でございます。

では、次の134、135ページをお願いいたします。まず、資源化センター関係でございますが、資源化センター管理運営事業、光熱水費といたしましては1,510万円、前年比では155万円ばかりの減額でございます。 次に、3目のし尿処理費でございますが、し尿処理及び浄化槽汚泥広域処理事業でございます。これにつ きましては、館林衛生施設組合負担金が主なものでございますが、事業の総額といたしますと5,008万円を計上いたしたところでございます。これにつきましては、前年比較557万円の増加ということでございます。

次に、138、139ページをお願いいたします。5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費でございますが、1つ目の丸、緊急雇用創出事業でございます。これは主に事務費に係る部分でございますが、848万8,000円を計上いたしました。これにつきましては、ほぼ前年同額でございます。

2つ目の丸でございますが、同事業の臨時職員経費でございまして、3,925万9,000円を計上いたしてございます。これにつきましても、ほぼ前年同額ということでございますので、よろしくお願いをいたします。

では、144、145ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項の農業費、3目の農業振興費でございます。上から2つ目の丸でございますが、コスモス団地形成事業といたしまして701万円を計上いたしてございます。これにつきましては、前年比較108万円弱の減額でございます。

次の丸が、加工米対策事業でございますが、631万2,000円を計上いたしました。これは、前年に比較しま すと480万円強の増額ということでございます。

では、146、147ページをお願いいたします。5目の農地費でございますが、上から5つ目の丸でございます。国営総合農地防災事業といたしまして1億7,153万3,000円を計上いたしました。これにつきましては、渡良瀬川中央地区の国営の農地防災事業でありましたが、これが国の直轄事業でございますために負担金が発生するということでの計上でございます。これは新規でございますが、1回限りということでございまして、これで地元負担金は全額償還ができる予算措置でございます。

次の丸でございますが、これにつきましては国営附帯の県営農地防災事業でございまして、2,192万4,000円の計上でございます。これは、前年に比較しますと977万円ばかりの減額でございます。

それから、下から3つ目の丸でございますが、農地・水・環境向上対策事業505万6,000円の計上でございます。これにつきましては、前年度と同額の計上となっております。

では、148、149ページをお願いいたします。同じく農地費のうちでございますけれども、上から2つ目の 丸でございます。邑楽東部第1排水機場維持管理事業ということで1,132万8,000円を計上いたしてございま す。ちなみに、前年の同機場の維持管理事業の当初予算と比較しますと460万9,000円ばかりの増額というこ とでございます。ちなみに申し上げておきますが、平成22年度までは主要管理という内容での事業実施でご ざいましたが、23年度からは委託管理ということで、午前中議案を審議していただいたような内容で維持管 理が行われるというものでございます。

次に、下から5つ目の丸でございます。小規模土地改良事業久々谷地区でございますが、1,800万円を計上いたしてございます。

それから、下から3つ目のところでございますけれども、農地防災遊水池維持管理管理事業でございます。 これは新規でございますが、292万7,000円を計上いたしたところでございます。

それと、一番下の丸でございます。用水施設補修事業ということで400万円を計上いたしておりますが、 これは新規事業でございます。

次に、154、155ページをお願いいたします。7款商工費、1項商工費、2目の商工業振興費でございます。 説明欄、下の丸でございますが、企業立地促進事業といたしまして82万3,000円を計上いたしてございます。 これは、22年度から継続実施をする事業ということでございます。 では、156、157ページをお願いいたします。3目の消費者行政推進費でございますが、1つ目の丸といたしまして、消費者行政推進事業170万2,000円の計上です。これにつきましては、ほぼ事務費ということでございます。2つ目の丸につきましては、同事業の臨時職員経費として192万5,000円を計上いたしております。合わせまして362万7,000円を計上いたしたところでございます。

次に、4目の観光費でございますが、一番下の丸でございます。群馬の水郷管理事業といたしまして397万7,000円を計上いたしました。前年に比較しまして81万円ばかりの増額でございます。

では、160、161ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋梁費、2目の道路維持費でございます。まず、1つ目の丸が道路維持事業ということで3,341万9,000円を計上いたしております。前年に比較しますと360万円余の増額ということでございますが、この主なものといたしますと道路補修工事費といたしまして1,800万円の計上をいたしております。

次に、162、163ページをお願いいたします。3目の道路新設改良費でございますが、説明欄、町単独道路整備事業といたしまして1億734万円を計上いたしております。前年に比較いたしますと1,152万円の増額ということでございます。

次に、4目の橋梁維持費でございますが、橋梁維持事業といたしまして400万円を計上いたしました。これにつきましては新規の事業でございます。内容的には、橋梁の長寿命化修繕計画策定の業務委託料でございます。

次が5目の橋梁新設改良費でございますけれども、八間樋橋整備事業といたしまして7,400万円を計上いたしてございます。これは前年に比較しますと6,550万円の増額ということでございますが、23年度からは社会資本整備総合交付金事業として初年度がスタートするという年度でございますので、前年に比べては大幅な増額ということになっております。

では、166、167ページをお願いいたします。4項都市計画費、1目都市計画総務費でございますが、上から2つ目の丸でございます。都市計画基礎調査事業で442万5,000円を計上いたしてございます。これにつきましては、新規事業でございます。

それから、次の丸でございます。風景づくり推進事業81万9,000円でございますが、これも新規事業ということでございます。これにつきましては、22年度で景観創出促進事業が終了しましたので、新たな事業として起こすものでございます。

168、169ページをお願いいたします。2目の公園費でございますが、公園の維持管理事業といたしまして2,569万8,000円を計上いたしました。前年比較しますと560万円の減額でございます。

次に、3目の下水道費でございます。下水道事業特別会計繰出金といたしまして1億4,968万9,000円を計上いたしましたけれども、これは前年と比較しますと1,635万円の減額でございます。

では、174、175ページをお願いいたします。9 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費でございます。2 億2,562万円の計上でございまして、前年比較1,127万円の増加でございます。

次の2目非常備消防費でございますが、こちらにつきましては2,356万4,000円でございまして、100万円 ばかりの増加です。

それから、3目の施設費につきましては1,894万4,000円でございますが、同様100万円ばかりの増額というような内容でございます。

では、180、181ページまでお進みをいただきたいと思います。10款教育費、1項教育総務費、4目教育指導費でございますが、3つ目の丸、一番下の丸でございますが、外国青年の招致事業(JETプログラム及び町単独招致)ということでございますが、1,625万円を計上いたしました。これは、今春から小学校での英語教育が入ってくるということへの対処でございます。

では、182、183ページをお願いいたします。2項小学校費、1目学校管理費でございますが、上から3つ目の丸です。小学校運営ということで3,014万7,000円を計上いたしております。これにつきましては、前年比936万円ばかりの減額でございます。

では、186、187ページをお願いいたします。やはり学校管理費の中でございますが、下の丸でございます。 南小給食室改修事業といたしまして703万6,000円を計上いたしました。これにつきましては、新規事業とい うことでありまして、町長の施政方針でも申し上げましたとおり、南小の米飯給食への対応の予算計上でご ざいます。

次に、188、189ページをお願いいたします。 3 項の中学校費、1 目学校管理費、上から3 つ目の丸、中学校運営でございますが、1,696万9,000円を計上いたしております。これは、前年比543万円の減額でございます。

では、次のページ、190、191ページをお願いいたします。説明欄、下から3つ目の丸でございます。中学校屋内運動場耐震・大規模改造事業といたしまして1億393万9,000円を計上いたしてございます。これにつきましては、工事管理業務委託と実際の工事費を計上いたしたところでございます。

では、196、197ページまでお進みをいただきたいと思います。4項の社会教育費、2目の文化財保護費でございますが、説明欄、1つ目の丸、文化財資料館管理運営事業といたしまして584万1,000円を計上いたしたところでございます。この内訳といたしますと、文化財資料館(旧東保育園)とございますが、これの改修工事費として464万1,000円を計上いたしたところでございます。

では、ずっと飛ばしていただきまして、226、227ページまでお進みをいただきたいと思います。5項保健体育費、2目の保健体育施設費でございます。説明欄、下から2つ目の丸でございますが、板中南面駐車場整備事業といたしまして2,000万円を計上いたしてございます。これは駐車場と、それから通路、進入路の整備を予定をいたした予算計上でございます。

一番下の丸でございますが、弓道場の建設事業といたしましては210万円を予算計上いたしておるところでございます。

では、230、231ページをお願いいたします。12款公債費、1項公債費、1目元金、これにつきましては長期債償還元金で5億6,747万6,000円を計上いたしております。前年に比較しますと7,466万6,000円の減額ということでございます。

2目の利子でございますが、6,464万5,000円の計上でございまして、前年比較しますと877万2,000円の減額でございます。

では、238、239ページまでお進みをいただきたいと思います。以上、歳出合計が55億1,100万円でございます。前年に比較しますと2億8,400万円の増ということでございまして、前年比伸び率は5.4%ということでございます。

以上、新規並びに主要な事業を中心に説明をさせていただきましたけれども、この議案第19号 平成23年

度板倉町一般会計予算につきましてよろしくご審議を賜りまして、ご決定いただきますようお願いを申し上 げまして、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(塩田俊一君) 続きまして、北山健康介護課長。後期高齢者医療特別会計。

[健康介護課長(北山俊光君)登壇]

〇健康介護課長(北山俊光君) それでは、議案第20号 平成23年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算に ついてご説明をさせていただきます。

1ページから7ページにつきましては、先ほど町長の提案理由のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

後期高齢者医療制度につきましては、本年4月から3年目を迎えますが、現在国においても新しい高齢者 医療制度の創設ということで進められております。スケジュール等につきましては、これからも紆余曲折あ ろうかと思うのですが、平成26年4月から計画していきたいというふうなことでございます。

それでは、8ページ、9ページをお願いいたします。第1款1目の後期高齢者医療保険料ですが、7,885万8,000円を計上させていただきました。前年度比2.7%の増額となっております。保険料につきましては、平成22年度と同様均等割3万9,600円、所得割7.36%で、これらは県下一律となっております。また、被保険者数については1,970人ほどを見込んでおります。

第3款繰入金、第1項の一般会計の繰入金、1目の事務費繰入金ですが、1,460万7,000円を計上いたしました。これは、特別会計事務費として757万6,000円、広域連合事務費として703万1,000円を合わせたものでございます。

2目の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者に係る保険料の軽減分を公費で補てんするもので、 県が4分の3、町が4分の1という持ち分になっております。2,787万2,000円を計上いたしました。26.2% の増額となっております。

10ページ、11ページをお願いいたします。第4款諸収入、1目保険料還付金、これまでの実績をもとにして15万円を計上させていただきました。

12ページ、13ページをお願いいたします。平成23年度、歳入合計でございますが、1 億2, 149万5, 000円となります。前年度比9. 1%の伸びとなっております。

14ページ、15ページをお願いいたします。歳出につきましてご説明させていただきます。第1款総務費、 1目一般管理費ですが、これは電算委託料などに193万2,000円を計上させていただきました。

16ページ、17ページをお願いいたします。第1款1目の徴収費に264万4,000円を計上させていただきました。これは、納付書作成処理などに係る電算委託業務でございます。

18ページ、19ページをお願いいたします。第2款1目の後期高齢者医療広域連合納付金ですが、1億1,367万1,000円を計上させていただきました。これは、広域連合に対する町の負担金ですが、内訳としては共通経費分である広域連合事務費等負担金703万1,000円、保険料等負担金については7,876万8,000円を、また低所得者に係る保険基盤安定制度負担金については2,787万2,000円を計上させていただきました。

少し飛びますが、24ページ、25ページをお願いいたします。第4款予備費ですが、309万6,000円を計上させていただきました。

以上、歳出合計1億2,149万5,000円ということになります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

- ○議長(塩田俊一君) 続きまして、北山課長に国民健康保険特別会計について。
- **〇健康介護課長(北山俊光君)** それでは、議案第21号 平成23年度板倉町国民健康保険特別会計予算についてご説明をさせていただきます。

同じく1ページから7ページにつきましては、先ほどの町長の提案理由のとおりでございます。省略をさせていただきます。

8ページと9ページをお願いします。まず、歳入でありますが、第1款国民健康保険税ですが、1目の一般被保険者国民健康保険税と2目の退職被保険者等国民健康保険税と合わせまして5億3,080万5,000円となります。これは、前年度比7.3%の減となります。一般の被保険者数ですが、5,300人、世帯数については2,700世帯ほどを見込んでおります。退職被保険者については300人で試算をしております。

10ページと11ページをお願いいたします。3款国庫支出金ですが、第1項の国庫負担金、1目の療養給付費等負担金や、2目の高額医療費共同事業負担金など、合計といたしまして4億3,696万1,000円を計上させていただきました。

次の第2項の国庫補助金につきましては、財政調整交付金などに9,755万4,000円を計上させていただきました。

次に、第4款療養給付費等交付金ですが、6,190万1,000円で、前年度比7.6%の減額でございます。これ も社会保健診療報酬支払基金から交付されるもので、退職被保険者の療養給付金に係るものでございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。5款の前期高齢者交付金ですが、3億6,000万円、前年比63.6% の増額となります。この交付金は、後期高齢者医療制度創設に伴い交付されることになったものであり、制度創設3年目を迎え、制度的に安定期に入ってきたものと考えております。今後においても交付額についての推移については、この程度の額でいくのではないかと思われております。

次に、6款の県支出金ですが、第1項の県負担金については1,481万3,000円を、第2項の県補助金については7,753万円を計上させていただきました。

それから、第7款共同事業交付金ですが、1目の高額医療費共同事業交付金と、次の14ページと15ページをごらんいただきまして、2目の保険財政共同安定化事業交付金があります。これは、高額医療費につきまして県単位で費用負担の調整を図るものです。財源といたしましては、町の拠出金や国や県の負担金があります。合わせて2億2,981万4,000円を計上しております。

次に、第9款繰入金ですが、一般会計からの繰入金となっております。1億8,878万4,000円を計上いたしました。前年度比9.9%の減となっております。この中には、赤字補てん分の繰入金ですが、7,791万円となっております。

16ページ、17ページをお願いいたします。10款繰越金ですが、2目その他繰越金3,000万円ですが、前年度の繰越金を見込んで計上させていただきました。

18ページと19ページをお願いいたします。以上、平成23年度の歳入合計でございますが、20億2,938万4,000円となり、前年度比4.8%の伸びとなっております。

次に、歳出についてご説明させていただきます。

26ページと27ページをお願いいたします。第2款保険給付費、1項の療養諸費ですが、1目の一般被保険

者療養給付費、それから2目の退職被保険者等療養給付費などに11億5,869万2,000円を計上いたしました。 前年度比5.9%の増でございます。

28ページ、29ページをお願いいたします。同じく保険給付費ですが、第 2 項の高額療養費になります。 1 目の一般分、それから 2 目の退職者分などを合わせまして 1 億3,800万2,000円となります。これは、前年度比9.3%の増額でございます。

32ページ、33ページをお願いいたします。第4項1目の出産育児一時金ですが、1,218万7,000円を計上いたしました。これは、実績を勘案して20件分から29件分に増やした結果となります。

34ページ、35ページをお願いいたします。第5項1目の葬祭費ですが、300万円を計上いたしました。これにつきましては、実績を勘案し、80人から60人と見込み数を減らしたことによるものでございます。

36ページ、37ページをお願いいたします。第3款後期高齢者支援金等ですが、2億4,813万4,000円を計上いたしました。これは、保険者が加入者数に応じて負担するものでございます。

少し飛びますが、44ページ、45ページをお願いいたします。第7款介護納付金ですが、1億3,500万円を計上いたしました。これは、財源といたしましては基本的には国が50%、それから国保税介護分がありますが、国保税の介護分で50%持たなければなりません、すなわち6,750万円を国保税の介護分で賄うわけでございます。歳入の見込額2,754万6,000円となっておりますが、およそ4,000万円を一般会計から補てんしていることになっております。

46ページ、47ページをお願いいたします。第8款共同事業拠出金ですが、2億5,564万9,000円、前年度比 3.9%の増額となります。これは、高額医療費に対する助成措置でございます。

48ページ、49ページをお願いいたします。第9款保健事業費ですが、1目の特定健康診査等事業費については1,856万円を計上いたしました。これは、平成20年度から、40歳から74歳の方を対象に各医療保険者に義務づけられたもので、生活習慣病予防のための事業を実施するためでございます。

次に、50ページと51ページをお願いいたします。第2項1目の保健衛生普及費ですが、これは人間ドックなどの補助金ということで423万5,000円を計上させていただきました。

少し先になりますが、64ページ、65ページをお願いいたします。歳出合計総額ですが、20億2,938万4,000円 となります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

○議長(塩田俊一君) 続いて、介護保険特別会計をお願いします。

〇健康介護課長(北山俊光君) 議案第22号 平成23年度板倉町介護保険特別会計予算についてご説明をさせていただきます。

予算書の6ページ、7ページということでございますが、歳入歳出予算の総額10億5,169万4,000円でございます。前年比2,072万6,000円の増額となります。これは、歳出、保険給付費の増加によるもので、居宅介護あるいは地域密着型介護、あるいは施設介護サービス給付費等増加が主な要因でございます。

歳入のほうから進めさせていただきます。

8ページ、9ページをお願いいたします。1款1項1目の保険料ですが、本年度予算額1億5,136万円、 それと65歳以上の1号被保険者の保険料でありまして、95万7,000円の減額であります。主な理由としては、 1号被保険者のうち、ひとり暮らしの高齢者あるいは低所得者の人たちが増加しているということで減額で ございます。

3款1項1目の介護給付費負担金1億7,341万8,000円の本年度予算額ですが、保険給付費の介護分の20%、 その他分15%、施設分15%の計上でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。 2 項の国庫補助金、1 目の調整交付金4,856万3,000円、本年度予算額ですが、保険給付費の5%を計上しております。

4 款 1 項の支払基金交付金、1 目の介護給付費交付金 2 億9, 138万2, 000円、介護給付費の30%を計上させていただきました。

2目の地域支援事業交付金532万2,000円は、介護予防事業の30%の負担率で計上しております。

5 款 1 項県負担金、1 目介護給付費負担金 1 億4, 224万3, 000円は、介護分の12.5%、施設分の17.5%を計上しております。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。 7 款 1 項の一般会計繰入金 1 億7, 964万3, 000円です。 1 目から 3 目につきましては、国、県と同様に、国で定められた町の負担分で12.5%をそれぞれ計上しております。

4目その他一般会計繰入金は、介護保険運営に伴う職員給与費、事務費の繰入金でございます。

次に、14ページ、15ページをお願いいたします。7款 2 項 1 目の基金繰入金4, 346万1, 000円ですが、これは保険料を3, 500円とするための基金の取り崩しでございます。

2目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金280万8,000円につきましては、平成20年度から860万円を基金として繰り入れましたが、うち保険料軽減分786万6,000円を3カ年で取り崩して使用するものです。本年度が最終年度になります。

以下、存目計上でございますので、説明を省略させていただきます。

次に、歳出のほうを説明させていただきます。18ページ、19ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目の一般管理費、本年度予算額2,856万4,000円ですが、介護保険事業運営に伴う職員人件費及び事務費でございます。

次に、ちょっと飛びますが、22ページ、23ページをお願いいたします。1款3項1目認定調査等費ですが、499万円ですが、要介護認定に係る認定調査の委託料や、主治医の意見書作成の手数料でございます。

2目の認定審査会共同設置負担金371万5,000円の予算ですが、館林と邑楽郡内の1市5町による介護認定 審査会の負担金でございます。

26ページ、27ページをお願いいたします。 1 款 5 項 1 目計画策定委員会費237万1,000円ですが、本年度は第 5 期の介護保険事業計画の策定の年度でありまして、その策定事業に係る費用を計上させていただきました。この計画によりまして、24年あるいは25年、26年度の保険料、あるいは施設整備等を定める重要な計画となっております。

次に、28ページから31ページを説明させていただきます。2款の保険給付費ですが、1項介護サービス等 諸費と、あるいは要介護1から5までを対象とした介護サービスとして、30ページの合計で8億9,112万 4,000円の予算を計上しております。

また、32ページから35ページをお願いいたします。第2項の介護予防サービス等諸費でありまして、予防につきましては要支援1、2の介護予防サービスとして、34ページの合計で3,634万3,000円の予算を計上し

ております。保険給付費として介護、介護予防合わせて9億7,127万円で、歳出の92.3%を占めております。 各給付費の算出根拠につきましては、平成22年度の実績見込みを勘案して計上させていただいております。

次に、48ページ、49ページをお願いいたします。5款1項1目の介護予防特定高齢者施策、本年度の予算額827万円ですが、主に特定健診と同時に実施しているものです。生活機能評価による特定高齢者を把握するための委託料に係る経費でございます。また、特定高齢者を対象とする各教室や訪問指導を行うための予算計上であります。

次に、52ページ、53ページをお願いいたします。 5 款 2 項の包括支援事業あるいは任意事業費、 1 目の一般管理費1,711万4,000円は、包括支援センター職員 3 名のうち 2 名分の人件費でございます。

2目包括支援事業費915万5,000円、主な支出としましては職員の人件費1名分と、地域包括センターのシステム委託料、使用料ということで、特定高齢者や要支援と認定された方のサービス計画を立てるためのシステム電算委託料でございます。それに総合相談支援事業につきましては、民間事業所で働いておりますケアマネジャーの後方支援ということで、研修会や在宅介護支援センターを利用しての身近な相談ができる場所として委託をしているところでございます。

以上で介護保険特別会計の歳入歳出の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、ご決定く ださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長(塩田俊一君) 続きまして、平成23年度の板倉町下水道事業特別会計予算について。 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長(鈴木 渡君)登壇]

○環境水道課長(鈴木 渡君) それでは、平成23年度の板倉町下水道事業特別会計予算案の概要について ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算ですが、歳入歳出総額それぞれ1億8,869万8,000円というものでございます。

2ページから7ページにつきましては、先ほど町長の提案理由のとおりですので、省略をさせていただきます。

8ページからお願いいたします。歳入につきましては、第1款使用料及び手数料、1目の下水道使用料に3,900万1,000円を予定いたしました。前年対比としまして5.4%の増でございます。この理由につきましては、主に東洋大学の校舎の中に建てられている研究棟への下水道使用料の見込み、あるいは22年度の実績等を加味しながら23年度について計算したところ、約200万円の増加が見込めるということで増額をいたしました。

次に、10ページをお願いいたします。第4款の繰入金ですが、1目の一般会計繰入金に1億4,968万9,000円を予定をいたしました。前年対比としまして9.8%の減でございます。1,635万1,000円の減となります。この理由としましては、償還金の減額が主なものでございます。

12ページをお願いいたします。以上、歳入合計1億8,869万8,000円とするものでございます。前年に比較しまして7.1%の減となります。

14ページをお願いいたします。歳出ですが、1款下水道費の1目下水道総務費ですが、2,762万9,000円を予定しました。これは、職員の人件費、それと需用費などに係るものでございます。

3目の管渠維持費、これは管渠の維持管理委託料でございまして、61万7,000円を予定いたしております。 16ページをお願いいたします。4目の水質浄化センター費ですが、4,584万1,000円を予定いたしております。

17ページの説明欄をごらんいただきたいと思います。下から7行目の維持管理業務委託料に2,677万5,000円を予定しております。そのほかには電気保安業務、汚泥処理の業務、あるいは水質分析委託料でございまして、そのほかには光熱水費、設備の機器の修繕料でございます。

18ページをお願いいたします。第2款の公債費ですが、1目元金に8,241万3,000円、2目利子に3,209万4,000円などでございます。公債費合計としまして1億1,450万8,000円を予定しております。これは、前年対比5.8%の減額となります。理由としましては、20年度から償還金が当分の間、徐々に減少していくということによる理由でございます。

20ページをお願いいたします。一番下の歳出合計ですが、1億8,869万8,000円ということで計上させていただきました。

以上ですが、ご審議のほど決定賜りますようよろしくお願いいたします。

- ○議長(塩田俊一君) 続きまして、平成23年度板倉町水道事業会計予算について。 鈴木環境水道課長、お願いします。
- ○環境水道課長(鈴木 渡君) お疲れのところ申しわけありませんが、よろしくお願いいたします。

議案第24号ということで、23年度の板倉町水道事業会計予算案につきましてご説明申し上げます。23年度の板倉町水道事業会計予算の概要につきましては、提案の理由のとおりでございます。

1ページをお願いいたしたいと思います。第2条、業務の予定量でございますが、給水栓数5,779栓、年間の総給水量が252万7,000立米、1日の平均給水量が6,905立米、主な建設改良事業では配水管布設事業に1億1,150万円、それと各浄水場改修工事に1,080万円を予定しております。

また、第3条の収益的収入、それと支出と、下のほうにありますが、第4条資本的収入、それと支出につきましては予算明細書のほうで説明したいと思います。

それでは、16ページをお願いいたします。まず、収益的収入でございますけれども、第1款の水道事業収益に本年度予算額3億2,997万1,000円を予定いたしました。前年度予定額に対しまして0.1%の増となりまして、45万1,000円の増で、ほぼ前年度並みでございます。

第1項の営業収益には3億2,946万2,000円を予定いたしました。1目の給水収益には3億1,580万6,000円 を見込みましたが、これについては前年度予算に対しまして1%くらいの増ということで水道料金収入を見込みました。

3目のその他営業収益としまして、本年度予算額1,313万1,000円ですが、この中には2節にあります他会計負担金としまして、消火栓維持管理負担金として534万6,000円を、4節の加入金としまして556万5,000円などが含まれております。

また、第2項の営業外収益ですが、これは50万7,000円を予定しております。前年度に対しまして392万1,000円の減でございます。この理由につきましては、4目の消費税還付金でございまして、395万円の減額でございます。3目の特別利益は省かせていただきます。

次に、17ページをお願いいたします。歳出ですが、第1款水道事業費用に本年度予算額3億2,515万6,000円

予定いたしました。これは、前年度に対しまして2.7%の増でございます。第1項の営業費用に2億9,699万2,000円を予定しております。前年度に対しまして680万1,000円の増でございます。

1目の原水及び浄水費ですが、1億6,093万1,000円を計上いたしました。この中で、特に大きい額は14節の委託料ですが、その中でも浄水場の運転監視業務委託料に1,180万円、そのほかには水道法に規定された一般の細菌、大腸菌などの水質検査委託料に280万円を計上してあります。そのほかには21節の動力費といたしまして、各浄水場の電気料に2,000万円、また31節の受水費につきましては東部地域、これは県水ですが、1億1,810万円を計上いたしました。

次に、2目の配水及び給水費につきましては1,105万1,000円を計上いたしております。この中で大きい額が14節の委託料でございまして、まず8年に1回の量水器の交換委託、これが104万6,000円、また漏水調査委託料300万円、次に18ページの17節を見ていただきたいのですが、配給水管の漏水修繕費、これに397万5,000円などでございます。

次に、4目の総係費ですが、3,204万8,000円、これは職員の人件費が主なものでございます。

それと、19ページを見ていただきたいのですが、14節の委託料ですが、検針業務や配・給水台帳の補正業務、それと水道情報システムの保守業務で481万円計上させていただいております。さらには、16節の賃借料につきましては、水道情報統合システム使用料としまして365万4,000円を計上したものが主なものでございます。

20ページをお願いいたします。5目の減価償却費ですが、9.045万円計上いたしております。

2項の営業外費用につきましては2,635万4,000円を、次に1目の支払利息ですが、これは企業債の利息で して2,409万9,000円計上しております。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。21ページをお願いいたします。まず、収入でございますけれども、1款資本的収入に6,230万1,000円を計上しております。前年対比59.5%の減です。この主な理由につきましては、1目の企業債からの借り入れ予定額が減額したことによるもの、あるいは町道工事に伴う負担金、それと消火栓の設置のときの負担金の減額によるもので、一般会計からの出資金の減額等もございます。

また、1項の企業債ですが、4,740万円を計上しております。

2項の国庫補助金については750万円、これは石綿セメント管の更新事業に係る国庫補助金でございます。 対象事業費の4分の1の補助でございます。

次に、3項の負担金ですが、480万円計上しております。これにつきましては、消火栓の負担金8基分と、 町道工事に伴う負担金でございます。

5項の出資金ですが、これは一般会計からの出資金ということで260万円でございます。

22ページをお願いいたします。支出ですが、1款資本的支出1億6,664万5,000円ですが、これは前年対比で43.5%の減でございます。この理由につきましては、配水管布設に伴う設計委託の減や、工事請負費、浄水場の整備費用の減が主なものでございます。

1項の建設改良費につきましては1億2,565万円を計上いたしております。

1目の配水管布設費ですが、1億1,150万円ですが、19節の工事請負費にありますように配水管布設がえ 工事といたしまして1億円を計上しております。これにつきましては、県道海老瀬一飯野線、それと町道路 線3路線、それと漏水対策の工事を予定しております。

2目の浄水場整備費ですが、1,080万円、これにつきましては岩田の第3浄水場のろ過器改修工事、それと東の第5浄水場の緊急通報装置の改修工事を予定しております。

また、3目の固定資産購入費ですが、335万円を計上しております。これは、量水器や浄水場の記録計の 購入費などでございます。

2項1目企業債の償還金には3,970万7,000円を計上いたしました。

申しわけありませんが、1ページに戻っていただきたいと思います。第4条にありますが、資本的収入6,230万1,000円から資本的支出1億6,664万5,000円を差し引きますとマイナスの1億434万4,000円となります。この不足につきましては、当年分の損益勘定留保資金や減債積立金などで補てんをしたいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議お願いいたしたいと思います。 以上でございます。

○議長(塩田俊一君) 以上で平成23年度の各会計予算の説明が終わりました。

この審議は、各常任委員会において予算事務調査の後、最終日の10日に行います。

○請願第1号 TPP交渉参加反対に関する請願について

○議長(塩田俊一君) 日程第28、請願第1号 TPP交渉参加反対に関する請願については、産業建設生活常任委員会へ付託いたします。

○散会の宣告

○議長(塩田俊一君) 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 (午後 4時15分)